ベトナム民主共和国独立初期の土地政策

—— 1945年9月~1953年3月——

が村 勉

はじめに

- I 「部分的改革」期の土地政策
 - 1. 第1段階(1945年9月~1949年6月)の土地政策
 - 2. 第2段階(1949年7月~1953年3月)の土地政策
 - 3. 「大衆発動」政策への転換
- Ⅱ 土地政策関係法令の紹介
 - 1. 地主の搾取制限を目的とした法令
 - 2. 土地の接収・分配に関する法令
 - 3. その他の法令
- Ⅲ 法令の実施状況
 - 1. 《小作料引下げ令》その他の実施状況
 - 2. 土地分配の実施状況

IV 資

- 1. 臨時政府の地主・小作人・農民への呼びかけ
- 2. 臨時政府の呼びかけへの補足
- 3. 民族裏切者所有地没収令
- 4. 小作料引下げ令
- 5. 小作料引下げ令実施に関する細則
- 6. 裏切者からの没収地使用およびその貧農への分 配に関する規則
- 7. 田フランス人所有地使用規則
- 8. 高利引下げ令
- 9. 小作条令
- 10. 七地政策条令

はじめに

1945年9月の独立後、ベトナム民主共和国(1954年7 月のジュネーブ協定締結後は北緯17度線以北)において 実施された土地改革は以下の三つの段階に区分すること ができる。

第1段階 1945年9月~1949年6月

第2段階 1949年7月~1953年3月

第3段階 1953年4月~1957年

第1段階は独立から《小作料引下げ令》、《裏切者所有 地没収令》等の一連の土地・小作関係の法令が公布され るまで、第2段階はこれらの法令が適用された時期であ る。一般にこれら両段階の時期の改革は「部分的改革」 (cài cách từng phân)ないし「民主改革」(cài cách dân chů) とよばれている。第3段階は地主階級が打倒され, 「耕す者に土地を」というスローガンが実現されたラジ カルな土地改革の段階である。第1段階・第2段階と第 3段階は改革のやり方の点で決定的に異なる。すなわち 前者では、改革は通常の行政ルートを乗せられて上から 実施されたにすぎなかったが、後者においてはこのよう な行政的方法と「大衆発動」(phát động quần chung)に よる下からの農民の主体的な闘争参加とが結合されたの である。

本稿は、これまであまりまとまった研究がない、第1・ 第2段階の土地政策を関係法令の紹介を通して明らかに しょうとするものである。まず I においては第1・第2 段階全体の土地政策の展開過程を概観する。IIでは第2 段階で公布された一連の法令の内容紹介と問題点指摘を 行なう。そしてⅢにおいてこれらの法令の実施状況にふ れる。なお最後のIVに関係資料(主として法令)10点を 付した。

I 「部分的改革」期の土地政策

ベトナム独立同盟(ベトミン)の指導する8月革命の 勝利の結果,1945年9月2日ベトナムは83年ぶりに独立 を達成した。しかし8月革命は民族解放事業を完成でき なかった。なぜならベトナムにばくだいな権益をもつフ ランスが帝国主義諸国の支援を背景に再支配をくわだて たからである。ベトナム人民はこのフランスの野望をく だくために9年におよぶ長期抗戦を戦い貫かなければな らなかった。この間民族解放の課題が最優先し、反封建 の課題(土地革命)はそれに従属させられた。

しかし、このことは抗戦期間中にインドシナ共産党 (1951年2月以降ベトナム労働党)および政府が土地政策 の面で何の手も打たなかったということではない。すで に抗戦開始の数カ月前(1946年夏)に当時のインドシナ共 産党書記長チュオン・チンは民族解放革命(反帝国主義) の後に土地革命(反封建)を行ない、その後に社会主義 革命を行なうという固定的な「連続革命理論」を批判し 「ベトナム民族解放革命は反帝の任務を完遂できると同 時に土地に関する(反封建)任務の一部をも実現しうる」 (注1)と主張していた。またかれは抗戦開始後の1947年に も、「現在、われわれは裏切者の土地と財産を没収して、 これを農民にわかち、同時に国庫の増収を計るにとどめ ている。このことは、われわれが抗戦期間中に土地改革 の実行を全くさし控えることを意味するわけではない。 ただわれわれは,封建地主の間に存在する相違を識別し, 植民地主義者を孤立させるように、一歩一歩、土地改革 を行なうのである」(注2)とのべている。これらの引用か らも明らかなように、党・政府の首脳部は抗戦の最初か ら抗戦の推進にとって反封建土地改革の部分的実施が不 可欠であるということを正しく認識していたし、またそ れら二つの同時的遂行が可能であることを確信していた のである。そしてかれらは実際この認識と確信にもとづ いて抗戦期間中土地改革を一歩一歩漸進的に実行に移し

そこでまず当該期の党・政府の土地政策の展開過程を 簡単に跡づけてみょう。

1. 第1段階(1945年9月~1949年6月)の土地政策 土地改革の第1段階とはすでに述べたごとく独立達成 から《小作料引下げ令》、《裏切者所有地没収令》等の一 連の法令が公布されるまでの期間である。それはさらに 1946年12月の抗戦開始を境にしてその前・後の2期に区 分される。

(1) 独立達成から抗戦開始まで

8月革命の勝利後ベトミン・メンバーを主体に組織された臨時政府は、直ちに悪名高い人頭型の廃止、地租の20%引下げおよび洪水被害地域におけるその全額免除、等農民の経済的負担の軽減を目的とした一連の法令を公布した(注3)。

また11月15日には、食糧増産対策の一環として荒蕪地の臨時使用に関する法令を公布した。この法令により、すべての私有荒蕪地は1年半の期限付きで農民に貸与され、耕作者である農民はその全収穫物を取得する権利を与えられた(注4)。

さらに臨時政府は11月20日付で小作料引下げその他に 関する内務部回章(〔資料1〕参照)を発した。それは, 地主,農民・小作人,人民委員会の3者がはたすべき事 項を簡条書きにしたものであるが,当該期の政府の土地 問題に対する基本的態度を知るために欠かせない資料と なっている。そこで次にその内容をみることにする。

《回章》はまず最初に地主に対し、小作料の25%引下 げ、小作人の負債取立て中止、すべての追加的徴収の中 止の3項目を義務付けている。

このうち、小作料引下げに関しては1年後(1946年11月)にも内務部・農業部合同の回章が出された。そして小作料の引下げにあたっては1945年8月19日(8月革命騰利日)前の率を算定の基礎とすること、小作料は主作(秋作)の収穫の3分の1を越えてはならないこと、すなわち小作料率の上限を33%におさえることが補足された(性5)。

一方小作人・農民に対しては、《回章》は地主に小作料を支払うこと、地主の私有権の尊重、農作物の手入れの 継続を義務はけている。

また人民委員会に対しては、若干の地方にみられる地 主の私有権に対する侵害現象の根絶、地主・小作人の対 立の調停、農作物の保護と収穫物泥棒のきびしい処罰を よびかけている。

以上のような諸々の項目の中で最も重要なのはいうまでもなく、「小作料の25%引下げ」と「地主の私有権尊重」の二つである。この二つは1941年に採択された《ベトミン綱領》が民族革命成就後に樹立される民主共和国政府の政策の一部として、農民と地主にそれぞれ約束を与えていたものであった(注6)。したがって《回章》はこの《ベトミン綱領》のスローガンの具現化の第一歩と受とることができる。しかし、それが出された背景として独立直後の複雑な政治・経済情勢を忘れてはならない。

まず小作料25%引下げであるが、これはナンボやタインホア、ゲアン、ハティン、ナムディン、タイビン各省のごとく地主と農民の階級的矛盾がとくに尖鋭的に現われている地方で、当時展開しつつあった農民の小作料引下げ闘争をバック・アップするという意図があったという(注7)。

一方、小作人・農民に向けての「地主の私有権尊重」 の訴えはやはりこの頃チュンボ北部の貧困諸省やクアン ガイ省にみられた地主の所有地を直接分配しょうとする 農民の動き(注8)を憂慮して出されたものである。それは 同じ《回章》が地方人民委員会に対し、「若干の地方に みられる地主の私有権の侵害現象を根絶」するよう呼び かけていることからみても明らかである。

ところで当時ベトナム南部では植民地再支配をめざすフランス軍がすでに作戦を開始しており、北部には傀儡 政権樹立をねらう20万の中国国民党軍が進駐していた。 達成されたばかりの独立喪失の危機がはやくも訪れていたのである。一方経済的には、北部のデルタ地方を襲い、すでに200万人にのぼる餓死者を記録していた空前の大飢饉が容易に去る気配をみせず、食糧増産が緊急の課題となっていた。

このような時期に反封建闘争を強めて農村の階級対立を激化させることは許されなかった。「この革命運動のなかにはあらゆるベトナム人に、その社会的出身を問わず、役割があった。…ホー・チ・ミン政府は独立が基本的問題であり、ベトナム社会の必要な変革がその解決にかかっていると考えた」。(注9) だからといって新政権としては飢えと貧困に苦しむ農民を革命前のように封建地主の収奪にさらしておくこともまたできなかった。

そこで政府は、同じ地方の農民の動きではあったが、 一方の小作料引下げの闘争には積極的な支援の姿勢をみ せ、他方の地主所有地分配の動きには否定的な回答を与 えざるをえなかったのである。

ところで小作料の25%引下げや農民からの負債とりたて中止は地主によってどの程度まもられたであろうか。この点に関しては全く資料がないが、それらがほとんど実行されなかったであろうことは次の二つの理由から容易に推測できる。第1に《回章》には法的強制力が伴わなかったこと。したがって農村における実権をいまだ喪失していない地主が直ちにそれに従うはずはなかった。さらに1946年末から開始された抗戦が《回章》の実施を事実上不可能にした。次にのべるごとく、抗戦の初期には地主勢力の強いデルタ地方はフランス軍に制圧されてしまったからである。「この回章の擁護者たちがもはや支配していないところでそれを適用することはできなかった」(注10)。

(2) 抗戦初期

1946年12月、ベトナム再支配をたくらむフランス軍に対するベトナム人民の長期抗戦が始った。この抗戦の初期には困難な軍事的、経済的情勢のため反封建土地改革の実施の面ではほとんど進展はみられなかった。当該期の土地政策はもっぱら食糧増産対策と結び付いたものであった。

抗戦の防禦の段階とよばれるこの時期には、ベトナム

軍の主勢力および政府中枢機関は軍事的に圧倒的にまさるフランス軍の進撃の前にベトバック山地深く後退せざるをえなかった(第1図,第2図参照)。このベトナム軍の撤退に続き約300万の人々が戦火を避けて自由区方向へ疎開した(注11)。このためベトバック地区およびその周辺の人口は一挙にふくれ上った。その結果,食糧確保が自由区の緊急の経済的課題となったのである。

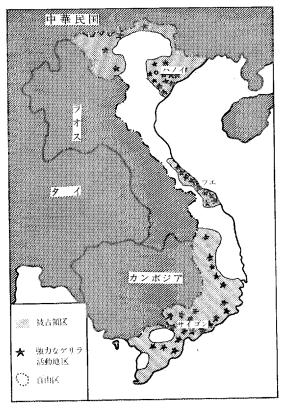
ところで、ベトナム軍の根拠地となったベトバック地 区は少数民族の住む山地であり、耕地は少なく、農業は 未発達であった。そこで政府は未墾地の開墾による耕地 の拡大のために様々な方策を講じることになった。

その一つが1947年3月2日に公布された法令である。 この法令は、人口過剰地域の人口密度を半分にまで減ら し、余分な労働力を投じて穀物裁培面積の拡大を目指し

第1図 全国抗戦開始時(1946年12月19日)の状況



(出所) Viện Kinh Tê', Kinh tê' Việt Nam từ Cách mạng tháng Tám đền kháng chiến thắng lợi (1945-1954), Hà-nội, Khoa học, 1966, tr. 413. より作成。



(出所) Viện Kinh Tê', Kinh tê' Việt Nam từ Cách mạng tháng Tám đền kháng chiến thắng lợi (1945-1954), Hà-nội, Khoa học, 1966, tr. 414. より作成。

たものである。とくに宋墾地の開墾を奨励するため,同令は18歳以上のすべての国民に1人当り3へクタールを限度として未墾地を与え,それを適切に利用した者には2年後にその所有権を認めることにした(注12)。紅河デルタ地方では1人当りの平均耕地面積がわずか3サオ(約0.1へクタール)しかないといわれているから,これと比べると,1人に3へクタールまでの所有を認めるというこの法令の基準は寛大すぎるという感もする。しかし実際には山地には耕作に適する土地がそれほど豊富にあるわけではなく,またそれらを開墾するのはきわめて骨の折れる仕事であって,個人がこの基準いっぱいの土地を手に入れることはとうてい不可能であったと思われる。

抗戦の初期には、政府はまた疎開した多数の都市住民 の労働力を使って国有の未墾地を耕作させる一種の社会 主義的集団農場の実験も試みた。この試みは当事者が大 規模経営の経験がない上に農業に不熟練だったため、ばくだいな支出を要するのみで収益があがらず、経営的には成功せず、2~3年後には解散を余儀なくされた。しかしこうしてかれらが新たに開墾した土地は生産費の問題を除いて現実には生産増強に役立ち(注13)、耕地の拡大に寄与したのである。

ともかくこのような政府の諸々の施策が実を結び、新 しい土地が切り開かれていった。1950年春に自由区を訪 れたフランスのジャーナリストは、次のように伝えてい る。

「わたしは旅行中どこに行っても、小山の山腹が広範囲にわたって、森林の濃い緑色と区別される明るい色の地帯になっているのに気がついた。これは新しく開拓された地帯で、その土地にはまだ伐り倒された木の切株や幹が散在しているが、それでもトウモロコシやマニホットが元気よく伸びてゆく邪魔にはならない」(注14)。

2. 第2段階(1949年7月~1953年3月)の土地政策 この時期には、一方では小作料引下げ、高利引下げ、 等の地主搾取制限政策が、他方では各種の土地の暫定的 な分配・再分配が法令にもとづいて実施された。

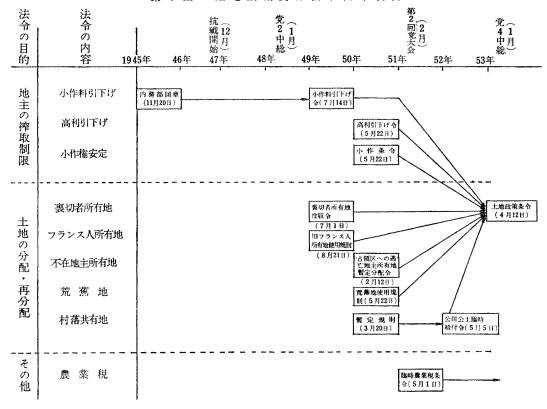
1946年末に始った抗戦に最初の転機が訪れたのは1年 後の1947年末である。すなわち同年の秋から冬にかけフ ランス軍はベトバック地区に一大攻撃をかけ、ベトナム 軍の主力および抗戦中枢機関の掃滅をはかった。しかし 2カ月におよぶ激戦は、ベトナム軍の完全な勝利に終わ った。そしてこれを契機に抗戦は新しい段階、すなわち 対峙の段階へと移行した。

インドシナ共産党はこの勝利直後(1948年1月)に第2 回拡大中央委員会会議を開き、新しい段階における党・ 政府の任務を検討した。その結果、人民の生活条件の改善が重視され注15)、とくに人民の大部分を占める農民の ために防禦の段階で軽視せざるをえなかった反封建の課題に系統的に取組む必要性が再確認された。同会議は抗 戦中実施すべき農業政策として、17項目を決定した。そ の中には土地政策の範ちゅうにはいる以下の8項目が含まれていた(注16)。

- 1. 小作料25%引下げの徹底的実施
- 2. 小作料に付随する一切の負担の廃止
- 3. 小作地における仲介人制度の廃止
- 4. 裏切者の土地・財産の貧農への一時的分配ないし は軍隊への供託
- 5. 共有地の公正な再分配
- 6. フランス植民地主義者の土地・財産の貧農への分



第3图 土地政策関係法令公布状況



配

- 7. 不在地主または被占領区への逃亡者に帰する小作 料の省抗戦行政委員会による管理
- 8. 利子率決定のため農民負債の実態調査実施

以上の党の決定に応えるため、政府は1949年7月から1952年にかけて一連の法令を公布し、実施に移した(注17) (第3図参照)。こうして土地改革の第2期が始まる。そこでこれらの法令の内容やその実施状況についてふれなければならないが、それらについてはⅡ以降でくわしく扱うことにし、ここでは第2期の土地政策全体についてその目的や実施上の問題点などを中心に若干のべておくことにする。

まず当該期の土地政策の目的。党・政府が土地政策の 最終的目標においていたのは、いうまでもなく封建的土 地所有制の廃止である。しかし1951年2月の第2回党大 会で採択された《ベトナム労働党政治綱領》が「農民の 生活条件を改善し、人民の大部分を占める農民を武装抗 戦に積極的に参加させ、生産を増大させ、補給を確保す ること」とのべているように、抗戦最中のこの時期の土 地政策は農民の生活改善を通して抗戦を推進するという
重要な任務を負ったのである。

そして抗仏統一戦線(注18)に、絶対に害を与えてはならないという前提から以下のような当面の方針が生れた。

「…改革によって封建地主の搾取を漸次制限し(たとえば小作料引下げによって),同時に土地所有制度の変革を進める(反植民地主義統一戦線に不利にならない限りにおいて)」(注19)。

引用文の前半,すなわち「封建地主の搾取の漸次的制限」を具体化したのが第3図上段の三つの法令,すなわち《小作料引下げ令》,《高利引下げ令》および《小作条令》である。

これらの法令の適用を受けるのは裏切地主を除くすべての地主である。その中にはバクボ、チュンボの中・小地主からナンボの大地主まで(注20)、また抗戦に積極的に参加している「抗戦地主」から抗戦に中立的な「普通地主」までが含まれる。かれらは、法令の定める小作料の25%引下げ(注21)、旧負債に関する高利の大幅引下げ(注22)、一部の旧負債の廃棄、小作権安定のための諸規定の遵守

;

第4図 1950年末の戦況

等を義務付けられた。他方かれらは抗戦陣営に敵対的態度をとらない限り土地所有権を保障されたのである。引用にある「反植民地主義統一戦線に不利にならない限りにおいて」という条件はこの時点では「地主の所有権を侵害しない限りで」を意味した。

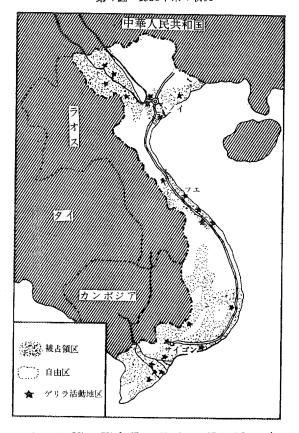
一方、引用文後半の部分を具体化したのが第3図の中段の諸法合である。すなわち分配の対象になるのは裏切地主所有地、フランス人所有地(注23)、村落共有地(注24)、被占領区へ逃亡した地主あるいは行方不明の地主の所有地、荒蕪地であり、一般の地主の所有地は手をつけられない。これらの土地を接収して貧しい農民に分配ないし再分配(村落共有地の場合)して使用させ、かれらの土地不足の状態を多少とも緩和させると同時に、生産増大をはかるというのが政府が法令の公布によって意図したところであった。この場合、分配・再分配をあくまで「一時的」なものとしたのは、将来(徹底的な土地改革の際に)再調整を予定していたからである。

なお第3図下段の《臨時農業税条令》はもともと政府の財政強化政策の一環として生れたものである。しかしこれは地主の経済力に打撃を与えるという点では《小作料引下げ令》に劣らないあるいはそれ以上の役割をはたしたのである。

以上みたように、第2段階の土地政策の目的は「封建地主の搾取の制限」と「土地所有制度の部分的変革」の二つに集約できるが、それを実現するために実際に提示された法令の内容はきわめて広範にわたるものであった。党中央は、「プロレタリア階級によって指導された新しい制度の下では、多くの(部分的)改革は、総計されれば革命に転化しうる」(注25)という見地に立っていた。

次に、土地政策実施上の問題点についてみることにしょう。

まず土地接収・分配の実施であるが、フランス人所有地、裏切地主の所有地の接収にはとくに大きな問題はなかったと思われる。これらの土地は抗戦において戦果があがり、解放区が拡大すれば、それにつれて確実に増大していくべき性質のものであった。そこにはすでに所有主はおらず、したがってその収用は全く抵抗なく行なわれたのである。残されたのは主として分配に関する問題だけであり、そのために利害関係者を含む土地分配委員会が設置された。ところで土地分配は農民内部の問題であるが本来それほど容易なものではない。もしその土地に所有権が認められるようであったら分配問題をめぐって農民内部の矛盾が表面化したかもしれない。しかしす



(出所) Viện Kinh Tê', Kinh tê' Việt Nam từ Cách mạng…tr. 415.

でにのべた通り、この場合の分配はあくまで暫定的なものであるとされていたのである。

次に村落共有地の再分配。これは豪紳や一部の地主が権力を利用して私物同然に使っていた共有地を公正にもう一度分配し直すというのが主旨であった。したがって事実上共有地を独占する地主が既得権益に対する侵害を理由に再分配に反対する恐れはあったが,法的にはかれらも一応分け前に与る資格をもっていたのでその抵抗の激しさも後の土地改革の際にみせたほどにはならなかった。

以上のような土地分配の場合と比べ、小作料引下げ、 利子率引下げ、旧債の廃棄、小作権安定の諸規定などの 実施ははるかに困難であった。なぜならこれらは抗仏統 一戦線内部にまでおよぶ問題であったからである。

民族の利益に階級の利益を従属させることが大前提となっていたこの時期には、地主の搾取制限政策をラジカ

ルな形で遂行し、抗戦に中立的な地主ばかりでなく、統一戦線に参加する「抗戦地主」や「愛国人士」までを敵側に走らせることは避けなければならなかった。政策の適用はあくまで平和的に、地主に対する説明・説得を基本にして進める必要があるとされたのである。後にみるように、法令の実施ないしその監督機関が設けられず、ただ法令実施にともなって生ずる紛争の解決機関だけが設けられたこと、違反者に対する罰則が定められなかったこと(注26)、などの理由もこの辺にあろう。

しかしJ・シェノーもいうように(注27)、抗戦の初期には農村の政治的・社会的関係にはまだ根本的な変化は生れていなかった。地主は依然として恐れるべきものないし尊敬すべきものであったし、かれらは地方の行政機関(これらの行政機関が法令の実施を担当する)において影響力をもっていたのである。かかる状況において、ただ法令を公布するだけで地主がそれらを遵守するという保証もまたなかった。

法令を空文に終わらせないためには、宣伝活動を強化して法令の意義・目的・内容を徹底させること、同時に教育を通じて農民の意識を高め、かれらを農民組合に組織して、その階級的力量を強化することが不可欠であった(E28)。

だが土地政策に関する党・政府のこの時期の宣伝活動は十分でなかった。とくに1949~1950年頃はそうであった。党が「小作料引下げを完成し、利子率引下げを実現せよ」というスローガンの下に宣伝活動を強化してから事態は多少改善されたといわれるが、それでも農業税の導入の場合にくらべれば(注29)、見劣りした。そのため政府の政策・法令が農民大衆の中に浸透し、徹底するということもなかった(注30)。

一方,農民の階級組織《救国農民会》(Hội nông dân cứu quốc) の拡大強化もあまり進まなかった。「抗戦の初期には、《救国農民会》とよばれる農民組織は抗仏戦線の他の大衆組織に比べればみすぼらしくみえた」(行31)のである。

このような結果になった原因の一つには、政策の宣伝や農民指導にあたる地方の幹部の絶対数の不足、かれらの民族団結政策に対する一面的認識。また経験不足、等があげられる。だがこれら地方の幹部を指導する中央の指導部も、当時抗戦における地主の役割の過大評価、したがって農民の役割の過少評価という右翼偏向に落入っていたのである(これについては次にふれる)。中央のこのあやまりは一部の地方で一層拡大され、ところによっ

ては大衆運動が制限されてしまった(E32)。そのため農民は、地主が土地贈与、売却、分家その他の手段を使って法令の適用の回避をはかるのをただ見すごすほかはなかったのである。

チュオン・チンによれば(注33), 党がこのようなあやまりに気付いたのはやっと1952年になってからであった。

3. 「大衆発動」政策への転換

抗戦6周年にあたる1952年12月19日,ホー・チ・ミン主席は全民・兵士・幹部に向けてアピールを発した。その中で、かれは従来の土地政策の実施がきわめて不十分であったことを公式にはじめて認めた。

「われわれの欠陥の一つは、政府がずっと以前に発表した土地政策を正しく実施していないことである。わが同胞の90%近くは農民である。人民軍・地方部隊兵士・遊撃民兵の90%以上は農民である。税金を納め、勤労奉仕に出かけるのも大部分は農民である。農民同胞は抗戦に最も貢献しており、祖国のために最も犠牲を払っている。しかしかれらはまた最も貧しい人々でもある。それはかれらが十分な土地をもたないからである。農民の正当な権利である小作料・利子率の引下げがしかるべく実施されていない。これは非常に不公平な事態である」(注34)。

そしてかれはこのような不公平な事態を解消し、農民 の正当な権利をまもるために、党・政府・統一戦線が1953 年より小作料引下げ、利子率引下げの徹底的実施に農民 大衆の動員を開始する決意であることを明らかにした。

それから1カ月後の1953年1月末の労働党中央委員会 第4回会議も従来の党の農村路線を自己批判すると同時 に、1953年の重点工作の一つとして土地政策、なかんず く小作料・利子率引下げ政策の完全実施のために農民大 衆を動員することを決議した。

この会議の討論内容に関する資料はないが、後にチュオン・チンが発表した論文などから推測すると、その席上指摘された従来の路線のあやまりとは、まず第1に、抗戦における愛国地主の役割と立場を過大に評価しすぎたこと、そしてその反対に、人口の90%を占める農民の役割と力量を過小に評価したこと、第2に、その結果として土地政策を実施する際地主に対する説得を重視しすぎ、農民を自己の権利のために立上らせるという側面を軽視しすぎたという点であったようである(性35)。

ところでかかる自己批判とそれに続く政策転換を必要ならしめた理由は何か。それは抗戦の状況をおいては考えられない。当時,抗戦はようやく決定的段階,すなわちベトナム軍の総反撃の段階にさしかかっていた。その

ためホー・チ・ミンのさきの引用の中にもあるように、 兵力・労働力の主要な供給源として、また食糧生産の担 い手としての農民階級への要請は一段と強まっていたの である。

したがってこの抗戦の要請に応え、総反撃を成功させ るためには, 農民の力量の不断の育成, かれらの生活条 件の改善が何にもまして必要となっていた。そしてそれ には従来のような部分的改革——抗戦の初期には積極的 な役割をはたした――では、もはや不十分であったので ある。

一方、地主陣営の中には抗戦が長期化し、情勢困難に なるにつれて敗北投降主義が根をはり始めていた。仏軍 はそれを利用して地主に対する働きかけを強化していた が、とくにこの段階では、かれらは自由区の地主陣営の 中にスパイ基地・反動組織を作るため組織的な支援を始 めていた。かくして地主階級は抗戦遂行上の主要な障害 となったのである。

しかしかかる政策転換も、もし農民が初期のように依 然として地主の影響下にあったならば不可能であったろ う。だが抗戦という激動の中で6~7年ももまれ、また 数年間の地主に対する闘争(それはまだ組織的なもので はなかったが)の中で徐々に鍛えられた農民はもはやか つての農民ではなかった。かれらはようやく自己の価値 に目覚め、政府の「大衆発動」のおくれに不満を示すほ どまでに成長をとげていたのである。

1月の労働党中央委員会会議に続き、2月から3月に かけて人民議会常務委員会とリエンベト(ベトナム民族 連合戦線)(注36) 幹事会の合同会議が開かれた。同会議は 党の決議にそった新しい土地政策について検討した。そ の結果生まれたのが4月12日公布の《土地政策条令》(〔資 料10〕参照)である。

新法令は従来公布された土地政策関係の諸法令のすべ てにとって代わるものであり、内容的にとくに目新しい のは以下の点である。第1に、小作料引下げに関し1949 年7月(《小作料引下げ令》公布目)まで遡及させ,これ 以後地主が不法に徴収した分を返還させることにしたこ と, 第2に, 従来「一時的」という条件付きであった裏 切者・フランス人所有地の分配の結果を最終的なものと したこと(ただし農民がその結果に満足している場合の み), 第3に、村落共有地制度を廃止(地主が占有してい た共有地は没収)し、すべての共有地を農民に最終的に 分配することにしたこと、第4に、法令の実施を農会に まかせたこと。第4の点について同令第36条は次のよう

にいう、「本令の実施をまかされる正式の機関は部落・ 村の農民会議、各級の農民代表者会議、農会執行委員会 である」。これは農民の「大衆発動」を法的に保証した ものにほかならない。

《土地政策条令》の公布とあい前後して、《農村階級所 属判定条令》,《特別人民法廷設置令》,《違犯地主処罰令》 など「大衆発動」に関連する法令が制定された。

こうして1953年4月以降ベトナムにおける反封建闘争 は全く新しい段階を迎えることになったのである。

- (注1) Truong Chinh, The August Revolution, 2nd. ed., Hanoi, Foreign Languages Publishing House, 1962, p. 61. (アジア・アフリカ研究所編『資料ベト ナム解放史』第1巻 労働旬報社 1970年 342ページ。)
- (注2) Trường Chinh, Kháng chiến nhấ't định thẳng lợi, in lần thừ bảy, Hà-nội, Sự thật, 1967 tr. 26. (同上書 447ページ。)
- (21:3) Vo Nhan Tri, Croissance économique de la République Démocratique du Vietnam (1945-1965), Hanoi, Éditions en langues étrangères, 1967, p. 110.
- (注4) История Вьетнама в новейшее время (1917-1965), Москва, Наука, 1970, стр. 224.
- (注5) Мазаев, А. Г., Аграрная реформа в Демократической Республике Вьетнам, Москва, Изд-во, восточной литературы, 1959, стр. 58.
- (注6) 《ペトミン綱領》がその他土地政策の項目 として掲げていたのは、日=仏帝国主義者および裏切 者の全財産の没収とその国有化ないし分配、公有地の 再分配である。これらについては独立直後に政府がと くに法令を公布した形跡はないが、大衆の革命運動の 高揚の中で実施に移されたという。(Viện Kinh Tê', Cách mạng ruộng đất ở Việt-Nam, Hà-nội, Khoa học xã hội, 1968, tr. 57.)
- (注7) 国家科学委員会経済研究院編『越南経済 1945-1960』北京 世界知識出版社 1962年 50ページ。 (これは下記文献の華訳。Viện Kinh Tê', Kinh tê' Việt-nam, 1945-1960, Hà-nội, Sự thật, 1960.)
- (注8) Chesneaux, Jean, Contribution à l'histoire de la nation vietnamienne, Paris, Éditions sociales, 1955, p. 240. (斉藤 玄, 立花誠逸共訳『ベト ナム民族形成史』理論社 1970年 169ページ。)
 - (注9) Ibid., p. 240. (邦訳書 169ページ。)

(注10) Lê Châu, Viet Nam socialiste; une économie de transition, Paris, Maspero, 1966, p. 111.

(注11) Two years' achievement of the Viet-Nam Nationalist government, Paris, 1947, p. 9.

(注12) Ibid., p. 9.

(注13) 安芸昇一『勝利の日まで』 新評論社 1955 年 194-196ページ。

(注14) レオ・フィゲール著,野村茂雄訳『自由ヴ ィエトナム訪問記』 青銅社 1952年 35-36ページ。 (注15) 同会議の決議は次のようにのべている。 「人民をして熱烈に抗戦に参加させ、抗戦政府を擁護 させようと望むならば、人民の生活改善をとくに重視 しなければならない。人民が貧しいと敵に騙されや すく, また懐疑的になったり, 意気銷沈しやすい」。 (Viện Kinh Tê', Kinh tế Việt-Nam từ Cách mạng tháng Tám đền kháng chiến thắng lợi (1945-1954), Hà-nôi, Khoa học, 1966, tr. 120.)

(注16) Viện Kinh Tê', Cách mạng ruộng đâ't… tr. 59-60.

(注17) 党の決定 (1948年1月) から政府の法令公 布(1949年7月以降)までに1年半も経過しているが, これは党が当時公然活動の面からしりぞいていたこと と関連するかもしれない。1945年11月のインドシナ共 産党の「解散」があくまで表面上のことであったこと はその後も中央委員会会議が開催されているという事 実からも明らかである。しかし少なくとも表向きには 同党は存在しなかったのであり, したがって党の決定 が政府の法令として結実するまでには周到な準備とい くつかのステップを要したであろう。同党が公然的活 動を再開するのは1951年2月からである。

(注18) 抗戦の初期にはペトミン (ベトナム独立同 盟)とリエンベト (ベトナム国民連合会)の二つの抗 仏戦線が併存していた。前者はインドシナ共産党を中 核とする戦闘的な組織であり、後者は前者に加わらな い層, すなわち地主, 民族ブルジョアジー, インテリ ゲンチア等を幅広く糾合した組織であった。1951年3 月にこの二つの組織は合併し、名称をリエンベト (ベ トナム民族連合戦線)とした。

(注19) Viện Kinh Tê', Cách mạng ruộng đâ't ···, tr. 63-64.

(注20) イヴ・アンリーによれば、1930年現在の土 地所有者の所有規模別分布は下表の通り。

:	0~5ヘクタール	5~50ヘクタール	50ヘクタール以上
バクボ (トンキン)	946,500	17,500	180
チュンボー	646,700	8,900	50
(コーチシナ)	183,000	65,750	6,300

(出所) Henry, Yves, Economie agricole de l'Indochine, Hanoi, 1932, p. 212.

(注21) 革命前には小作料は収穫物の50~70%の間 であった。(Vo Nhân Tri, ob. cit., p. 48.)

(注22) 革命前のバクボを例にとると, 短期(1年, 最大限2~3年)貸付けの利子率は1000ピアストルを 越える貸付けの場合月2~3%,500~1000ピアスト ルの貸付けの場合月4~5%,500ピアルストル以下の 場合6~10%であった。きわめて短期(数日ないし最 大限1~2ヵ月)の貸付け利子率は月15~25%にも達 した。(Henry, ob. cit., pp. 38-39.)

(注23) 1930年現在のフランス人土地所有状況は下 表の通り。

(単位: ヘクタール)

	土地所有合計	水 凹	ゴム農関			
バクボ	134,400	30,000				
チュンボ	168,400	2,500	1,874			
ナンボ	606,500	253,400	97,804			
合 計	909,300	285,900	99,678			

(出所) Trân Phong, "La réforme agraire," Études vietnantiennes, No. 7 (1965), p. 151.

(注24) 村落共有地は1930年現在で50万9000ヘクタ ールあった。その地域別分布は、バクボ24万ヘクター ル(水田面積の20%), チュンボ20万ヘクタール (水田 面 積の 25%), ナンボ7万ヘクタール (水 田 面 積 の 3 %), (Annuaire statistique de l'Indochine, 1931-1932, Hanoi, 1933, p. 195. より計算。)

(注25) Viện Kinh Tê', Cách mạng ruộng đất, tr. 61.

(注26)《高利引下げ令》には罰則規定が設けられ ているが、これは新規の貸付けに関するものであり、 旧負債に関する債権者の違反を規定したものではな いようである。

(注27) Chesneaux, op. cit., p. 298. (邦訳書 201 ページ。)

(注28) 《ベトナム労働党政治綱領》も次のように いう、「系統的にこれらの改革(小作料引下げ、高利 引下げ等)を実行するためには、わが党は必ず農民大 衆を組織し、その自覚をうながし、一歩一歩農民運動 を指導しなければならない」(『資料ベトナム解放史』 第1巻 512ページ。)

(注29) 農業税の導入にあたっては、中央から特別に教育を受けた地方の幹部が農村を訪れ、その必要性と公平さを農民に理解させることに努めた。また同時に各部落の農会の幹部を集めて課税の仕方・徴税の技術を習得させた。一方農業税をテーマにして芝居や民謡ができ、その合理性を宣伝した。そしてそれが実施に移されるときには、新聞が毎日宣伝を行ない、村の人目のつくような場所には各種のスローガンが貼り出された。中学校以上の学校は休暇となり、教員・生徒は帰郷して農業税の実施に協力した。

(安芸 前掲書 181-182ページ。)

(注30) 1951年11月29日付『ニャン・ザン』も小作料引下げ・利子率引下げが徹底的に行なわれていない原因の第1に,党・政府の政策が農民大衆の中に浸透していないことを挙げている。(Cuộc kháng chiên thân thánh của nhân dân Việt Nam, Tập 3, Hà-nội, 1960, tr. 149.)

(注31) Lê Chaû, op. cit., p. 112.

(注32) Trường Chinh, Tiên lên dười lá cờ của Đảng!, Hà-nội, Sự thật, 1963, tr. 84.

(注33) Trường Chinh, Tiền lên…, tr. 88.

(注34) Hồ Chi Minh, Tuyền tập, Hà-nội, Sự thật, 1960, tr. 437–438.

(注35) Trường Chinh, *Tiên lên…*, tr. 87-88. チュオン・チンによれば, 小作料引下げの大衆発動は《小作料引下げ令》が公布された 1949年7月からできたはずであるという。

(注36) (注18)参照。

Ⅱ 土地政策関係法令の紹介

ここでは1949~1952年に公布された一連の法令を第3 図の区分に従って整理し、それぞれの簡単な内容紹介と 問題点の指摘を行なう。

1. 地主の搾取制限を目的とした法令

(1) 《小作料引下げ令》(主席令第78号,1949年7月14日公布)([資料4]参照)

この法令はまず第1条で「1945年8月19日現在の小作料を25%引下げること」を規定している。これは1945年11月20日付の内務部回章を再確認したものである。次に第2条は、小作料引下げに関する地主と小作人間の紛争

解決のため省段階に小作料引下げ委員会 (hội đồng giảm tỏ) を設置することを定めている。この委員 会の権限にはいる事項は上記の紛争の解決のほか,天災や軍事行動の被害者の小作料減額願いの採否決定,引下げ率が25%では高すぎるかあるいは低すぎるという特殊な場合の引下げ率決定である。委員会の決定は第2級裁判所の判決と同等の効力を有する。

《小作料引下げ令》の内容は以上につきるが、政府はさらにこの法令公布日から数日後の法令で以下の点を補足した。すなわち、人民軍兵士や政府機関職員が貸出している土地が3マウを越えない場合は小作料引下げの対象外とすること(注1)、小作料は収穫物の3分の1を越えてはならないこと、労役・贈物等の追加的負担は撤廃すること、小作料の中に役畜・農具・種子等の賃貸料を含めてはならないこと(注2)、日本軍の米徴発の際に地主が行なった小作料引上げは無効とすること(注3)。

ところで同令が小作料引下げ委員会の設置を定めたことは確かに従来に比べれば進歩であり、政府の積極的な姿勢を示したものと評価できる。だがこの委員会はあくまで紛争処理的な性格をおびたものにすぎず、法令実施の推進ないしその監督機関ではなかった。しかも実際に紛争の生じる末端の村ではなく、それよりも上級の省段階にしか設けられなかった。また、《小作料引下げ令》は法令違反者に対する処罰規定を欠いていた。このような理由のために小作料の引下げが法令通りに実施されるという保証はなかったのである。

1950年2月になって村段階にも小作料引下げ委員会 (bán giám tố xã)が設置されることになったが、この委員会も法令の実施に関して特別の権限を与えられたわけではなかったようである。

(2)《高利引下げ令》(主席令第89号, 1950年 5 月22日公布)([資料 8] 参照)

この法令は高利引下げばかりでなく,農民の負債の棒引きやその支払い延期等についても規定している。

まず第2条は、法令公布前の旧負債に対する利子率の 上限を金銭債務の場合年率18%まで、現物債務の場合年 率20%(すなわち1シーズン10%)まで引下げた。

次に第3条は以下の範ちゅうの負債の棒引きを定めている。すでに支払われた利子の合計が負債総額の2倍に達している負債,民族裏切者に対して負う負債,職務遂行中に死亡ないし殺害された兵士・幹部の負債。8月革命前の農民の負債。

また同令は,被占領区の住民に対して負う負債,軍役

に服務中の無産の兵士の負債、天災および軍事行動の被 害者の負債の支払い延期を認めている。

このように《高利引下げ令》は主として同令公布前の 旧負務からくる農民の負担の軽減をねらいとしている。 そして新規の貸付けに関しては、ただ複利計算の貸付け 禁止、欺瞞的あるいは投機的手段をろうして債務者を搾 取することの禁止をかかげているのみである。これはも し政府が新規の貸付けの利子率を一方的に低く抑えた場 合、高利貸が農民に対する金融をやめてしまう恐れがあ ったからである(注4)。政府は1947年2月に設立した生産 融資局 (Nhà Tín dụng sản xuấ't) や1951年に設立した 国立銀行を通じて農民に低利かつ長期の融資をはかった が、抗戦最中のことであり、もとより十分な資金的余裕 があるはずはなかった。そこで農民に生産を維持させる ためには地主と人格的に一致する村の高利貸にある程度 依存せざるをえなかったのである。

なお、同令第7条は「債務者に関する係争および本令 違反者に関する一件は裁判所の通常の手続きを通じて審 理する |と違反者に対する処罰方法を明記しているが,か かる規定は前掲の《小作料引下げ令》や次にのべる《小作 条令》にはみあたらない。ただしこれは新規の貸付けに 関する規定のようであり、旧負債に関する係争は小作料 引下げ・利子率引下げ委員会の解決に委ねるとしている。

(3)《小作条令》(主席令第88号,1950年5月22日公布) ([資料9]参照)

この法令は3章に分れる。

まず第1章は地主・小作人の双方がまもるべき基本事 項として, 転貸・転借の禁止, 小作期限を3年以上とす ること、契約書作成・登録の義務などを挙げている。

次に第2章は小作人の権利を保障するための条項より 成っており、以下のようなことを定めている。地主には (後述の場合を除き) 原則として土地返還請求権がない こと、地主が契約期限満了後もその土地の貸出しを継続 する場合, もとの小作人に小作優先権があること, 地主 が小作地を売却するときにはもとの小作人に先買権があ ること、天災や敵による破壊のため収穫物の50%が失わ れた場合, 1年の契約期限延長が認められること等。

また第3章は地主が小作地の返還を請求できる条件を 規定している。それは小作人が転貸禁止の規定を破った 場合、契約通りに小作料を納めない場合、借受けた土地 を耕作せず放置したり、灌漑施設の保全をおこたってい る場合だけに限られる。

以上のようにこの法令は小作権の安定を目的とした画

期的内容のものであったが、その適用の過程で生ずる紛 争の解決を既存の小作料引下げ委員会に委ねるのみで、 実施を監督する機関をとくに設置しなかった。また違反 者に対する罰則規定もなかった。したがって小作料引下 げの場合と同様, 地主がこれらの条項を遵守するか否か はもっぱら地主と小作人の力関係に依存することになっ たのである。

2. 土地の接収・分配に関する法令

(1) 民族裏切者・フランス人所有地に関して

民族裏切者およびフランス人植民者の土地については 1948年初めに開かれた第4回党中央委員会幹部会が以下 のような具体的な取扱い方針を決定した(注5)。①裁判に かけられ有罪を宣告された裏切者の土地は没収し、抗戦 行政委員会が農民に分配する,②蜂起の際に殺害された 裏切者が所有していて、現在各種団体が使用している土 地は人民政権に移管する、③政府はフランス人のプラン テーションを一時的に管理する, ④以前フランス人地主 が人民から強奪したことが明らかな土地はもとの所有者 に返還する,⑤各プランテーションに(県または省)行 政委員会代表1名,農業部代表1名,小作人代表3名か らなる管理委員会を設置する。

1949年7~8月に,政府はこの党の方針に沿い,しか もそれを一層進めた、合理的な土地使用規則を定めた。

まず民族裏切者の所有地については《民族裏切者所有 地没収令》(〔資料3〕参照)でその没収が正式に決った。 そしてこの法令を補足した内務部・農業部・法務部・財 務部の4部合同回章([資料6]参照)によって没収地 の分配規則が定められた。一方旧フランス人所有地の処 分の仕方についてもやはり4部合同回章([資料7]参照) が出されている。しかしこれら二つの合同回章はその適 用の対象地のカテゴリーを異にしている点を別とすれ ば、内容的に全く同じである。そこで以下まとめて内容 を紹介する。

まず没収地を(1)未墾地,(2)経済作物・果樹栽培地,牧 草地、(3)稲およびその他の食用作物栽培地の三つに区分 する。そして第1区分の土地は国家の土地フォンドに含 め、第2区分の土地は一部を国営農場または農事試験場 に割当て、残りを協同組合に賃貸しする。第3区分の土 地は貧農に一時的に分配し、利用させる。

第3区分の土地の分配に際しては、その土地をこれま で耕作してきた小作人・農業労働者に第1位の優先権を 付与する。もしその中に戦傷者、戦没兵士の遺族、人民 軍・地方軍の兵士の家族、などがいれば、かれらにはさ

らに優先権を与える。この規定はいうまでもなく抗戦参 加者の土気高揚をねらったものである。

次に、分配される土地の規模であるが、これは各世帯の15歳以上の家族員数に比例させ、1人当りの最高限度をバクボ、チュンボでは0.5ヘクタール、土地が相対的に豊富に存在するナンボでは1ヘクタールとする。後の《土地改革法》の場合と異なり、土地分配の方式として労働力比例制を採用したのは生産増強を重視したからであろう。

土地の分配を受けた農民はまず5年間それを使用する権利を有する(注6)。この期限は政府の決定によりさらに延長しうる。他方、農民はその土地を自から耕作する義務,地租および収穫物の10%にあたる軍補給特別税を現物で納入する義務を有する。

実際に土地収用・分配の作業にあたるのは各省に設置される省土地分配委員会である。この委員会の作業を促進し、補佐するため各分配対象地の所在地にもそれぞれ土地分配委員会を設置する。これらの委員会にはいままでそこで働いていた小作人・労働者や土地の分配を受ける予定者の代表も参加する。

(2) 村落共有地(公田・公土)の再分配に関して 1930年の統計によると、ベトナム全土には合計約50万へクタールの村落共有地があり、とくにバクボでは耕地の20%、チュンボでは耕地の25%を占めていた。これらの土地は村の全メンバーによって利用されるたてまえと なっていたが、実際には地主がその最良部分を独占していた。農民が共有地を利用する場合には共同体に地代を 支払わなければならないこともあった。

1941年の《ベトミン綱領》は共有地の公正な再分配を約束しており、8月革命以後それが部分的に実施された。しかしその際とくに規準を設けたわけではなかったので、分配の結果はまちまちで少なからぬ欠陥がみられた。たとえば、婦人に対して分け前を与えない、地方のフォンドに多くの土地をまわしすぎる、地主・富農の土地支配を完全には除去できなかった、等である(年7)。

政府は1950年3月にようやく暫定的に村落共有地再分配規則(内務部回章)を制定した。この規則により共有地の分配に際しては婦人も男子と平等の権利を保障されることになった(註8)。そしてこの点はさらに1952年5月5日公布の《公田公土暫定給付条令》(注9)によって確認された。同令の第2条はいう、「共同体の米田・土地は16歳以上の男女に分配する…16歳未満の孤児は大人の分け前の3分の1を受ける権利を有する」。これは長い共

同体歴史上画期的な規定であった。ただしここで一つ注意しなければならないのは、土地の分け前に与る場合の条件はただ16歳以上の年令に達していることだけであって、その中には地主も含まれるということである。

《公田公土暫定給付令》はそのほか,分配は村単位あるいは県単位(その方がより公平な分配が期待される場合)で行なうこと,1人当りの最高限度を0.5へクタールとすること,他の一連の法令におけると同様旧軍人,戦没兵士の遺族,人民軍兵士を優遇すること,すなわちかれらには他の者よりも質のよい公田を分配し,また公田が不足し,すべての農民の要求を満足できない村でも,かれらには優先的に分配すること,荒蕪地は国有地とすること,分配作業にあたる機関として公田公土分配委員会を設置すること,土地の分配を受けた者はその20%までを共同体のために耕作しなければならないことなどを定めている。

なおこの法令の適用範囲は、村落共有地の多いチュン ボ,バクボだけである。

(3) 被占領区への逃亡地主の所有地, 行方不明の地主の所有地に関して

これらの土地の処理については1950年2月12日公布主 席令第85号(注10)が次のように定めた。

まず当該地をその所有者が被占領区に居住することが確認されているかそれとも行方不明であるかの違いによって二つに分ける。そして前者の場合には政府に地租と収穫物の10%に当る小作料を納入させるという条件で、また後者の場合は通常の小作料を納入させるという条件で、それぞれ耕作している貧農に一時的に交付する。

しかし地主は所有権をまだ失ったわけではなく,もし後にもどってくれば当然その土地の返還を受ける権利を有するし,また不在中に政府が管理・運用していた小作料の一部ないし全部を取得できる。ただこの条項の適用を受ける資格のあるのは不在中に敵に協力しなかったことが判明した者だけであり,敵に協力した裏切者はその所有地を没収される。この規定は地主陣営に動揺を与え,その分断をはかるという政治的効果をもった(注11)。

(4) 荒蕪地の分配に関して

抗戦時期には広大な地主所有地が耕作されず放棄された。

政府はこれらの遊休地を有効に使って貧しい農民の土地不足状態を多少とも緩和し、あわせて生産増大をはかるために1950年5月25日に《荒蕪地使用規則》(主席令第90号)(注12)を公布した。

それによれば、過去5年間正当な理由なくして放棄されている土地および1950年末までに耕作が再開されない土地は没収し、国有化する。ただし、以前経済作物が栽培されていた土地とその所有者が抗戦参加のため耕作できず放棄している土地には、この法令は適用されない。

没収した土地は10年を期限として農民に分配し一時的 に使用させる。分配を受けた農民は最初の3年間免税の 特典を享受する。一方、富裕な地主が耕作を放棄してい た自分の所有地の耕作を再開(1950年末までに)しても 免税されない。

一方,耕作放棄期間が5年未満の土地の所有者は直ちに耕作に着手しなければならない。違反者は人民軍もしくはその他の者にその土地を貸さなければならない。

以上みたように、土地分配・再分配関係の法令には抗 戦時期の特殊事情を考慮した条項が多数含まれている。 それらをここでもう一度くり返せば、抗戦参加者に対す る優遇措置、裏切地主以外の地主に対する配慮、土地分 配基準として労働力比例方式を採用したこと、などであ る。

しかし他方、土地分配をあくまで「一時的」であると したこと、また荒蕪地や経済作物栽培地を分配の対象からはずして土地の無条件の細分化を防いだことなどをみ れば、これらが将来の土地改革までの、さらには協同化 までの過渡的措置として考えられたものであったことは 明らかである。

3. その他の法令

(1) 《臨時農業税条令》(主席令第13号,1951年5月1日公布)(注13)

8月革命以後人頭税が廃止されたので、政府の主要な 財政収入源となったのは地租であった。この地租は金納 で、1947年にはバクボで1マウ当り20ドン、チュンボで 30ドンであった。

1950年5月の政令はこの地租を金納から物納にかえ、同時に累進課税制度を導入して、税率を収穫物の3%から20%に定めた。

さらに1951年になって政府は国家財政の強化の一環として税制の大々的な改革を行ない、従来の地租およびその他農民から徴収する税をすべて廃止し、新たに単一農業税を導入した。それを定めたのが《臨時農業税条令》である。

農業税は現物で徴収される累進税で、この点は1950年 以後の地租と同じであるが、税率の上限と下限の幅は地 租の場合よりはるかに大きく、最低6%(1人当りのもみ収入が61~75キログラムの世帯)から最高45%(1人当りのもみ収入が1796キログラムを越える世帯)である。 1人当りのもみ収入が60キログラム以下の世帯は免税の対象となる。

農業税の特徴はこのような累進税率に加えて、さらに 経営形態別にそれぞれ異なった収入査定率を適用し、小 作人に有利にそして地主に不利にしたことである。すな わち小作農の実収入 100 キログラムは税表上では75キロ グラムに査定され、自作農の実収入100キログラムはその まま 100 キログラムに査定されるが、地主の収入は25% 割増しして評価され、100キログラムが125キログラムに 査定されるのである。

農業税の導入はもともと税制簡略化によって米徴収を 確実にすることを目的としたものであったが、その際地 主にきびしい負担を課すことによって(注14)かれらの経済 力に打撃を与える有効な手段となった。この農業税が地 主に与えた影響がいかに大きかったかは、それの導入後 かれらによる土地売却・贈与等が急増したことをみれば 明らかであろう (これについては後述)。

- (注1) Fall, Bernard, Le Viet-Minh, 1945-1960, Paris, Armand Colin, 1960, pp. 266-267.
 - (注2) Мазаев, ob. cit., стр. 59.
- (注3) Viện Kinh Tê', Kinh tê' Việt Nam từ Cách mạng…, tr. 138.
- (注4) 1951年11月29日付『ニャン・ザン』紙が次のように伝えていることが逆にこのことを裏付けている。「多くの地方で…《高利引下げ令》公布以後の新規の貸付けに対しても利子率を引下げようとはかっているため、農村の金融に多少の困難が生じている」。($Cu\hat{q}c$ kháng chiến thấn thánh…, Tập 3, tr. 149.)
- (注5) Viện Kinh Tê', Cách mạng ruộng đầt ..., tr. 60-61.
- (注6) 1952年になってこの期限は10年に延長された。(Masaeb, ob. cit., crp. 58)
- (注7) Viện Kinh Tê', Cách mạng ruộng đất, tr. 69.
- (注8) Aperçu sur les institutions de la République Démocratique du Viet Nam, Hanoi, Édition en langues étrangères, 1972, p. 180.
- (注9) この法令のテキストは入手できなかった。 以下の敍述は、Fall, *op. cit*, pp. 272-273, Masaen, *ob. cit*., crp. 61.

(注10) この法令のテキストは入手できなかった。 以下の敍述は, Masaes ob. cit., crp. 59.

(注11) Viện Kinh Tê', Cách mạng ruộng đâ't, tr. 69.

(注12) この法令のテキストは入手できなかった。 以下の敍述は, Fall, op. cit., p. 269; MasaeB, ob. cit., стр. 60-61.

(注13) 農業税については, Vo Nhan Tri, ob. cit., рр. 170, 172-173., Расторгуев, В. С., Финансы и кредит Демократической Республики Вьетнам, Москва, Финансы, 1965, стр. 21-22.

(注14) 一般に貧農の課税率は土地から上る収入の 6~10%, 中農の課税率は15~20%であったが, 地主 に対するそれは30~50%にもなった。(Viện Kinh Tê" Cách mạng ruộng đâ't..., tr. 70.)

Ⅲ 法令の実施状況

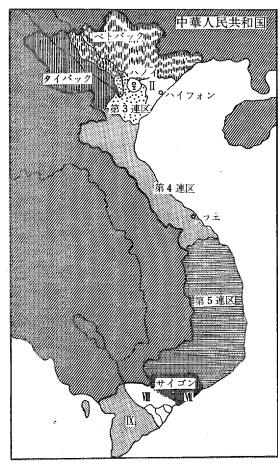
1. 《小作料引下げ令》その他の実施状況

政府が法令で定めた25%の小作料引下げはどの程度実 行されたか。この点に関してはもとよりまとまったデー タは存在しない。しかしたとえば、「1950年だけで自由区 では15万6915ヘクタールを小作する34万4373人の農民が 小作料引下げの恩恵に浴した」(注1),「1952年には地主・ フランス人所有地合計 300 万ヘクタールのうち15万6000 ヘクタールの小作料が引下げられた」(注2)というような 断片的な報告はある。そこでこれらから推定すれば、法 令公布(1949年7月)から大衆発動の開始(1953年4月)ま での3年半の間に小作料引下げの対象となったのはきわ めて大ざっぱではあるがせいぜい40~50万ヘクタール, すなわち地主・フランス人所有地の6分の1から7分の 1の程度ということになろう。

地域的にはナンボや第5連区の自由区で相対的によい 成果がえられたようである。第5連区では1952年半ばま でに25万604マウ (12万4550ヘクタール)が小作料を引下 げられた。引下げを実行した地主は14万6277人,その受 益小作人は29万1719人に達した(注3)。

ところで以上は法令が多少とも適用されたと思われる 小作地面積であり、実際には規定通りの率で小作料の引 下げが行なわれた土地は、これよりもはるかに少ないで あろう。たとえば、第3連区・第4連区内の若干の場所 における調査によれば、法令通りに正しく小作料を引下 げた地主は約30%にすぎず、引下げたが、正しく引下げ

第5図 軍事行政区分(1951年現在)



I:ハイイ特別区

Ⅱ:左岸区

VII:第7区(ナンボ東部)

Ⅷ:第8区(ナンボ中部) ナンボ

IX:第9区(ナンボ西部)

(出所) Viện Kinh Tê', Kinh tê' Việt Nam tù' Cách mạng....., tr. 88.

なかった地主が40%,全く引下げなかった地主が30%も いた(注4)。

地主が規定の率で小作料の引下げを行なわなかった 例。タイビン省の8743マウ(3147ヘクタール)を所有す る 114 人の地主の場合,正しい率で引下げを行なった者 はわずか20人であった。残りの者は規定通りの引下げを 行なわず、若干の者は11%しか引下げなかった(注5)。

バクジャン省ホップ・チェン村の地主29人のうち引下

げを行なった者はわずかに1人であったが、その1人も 規定通りには引下げなかった(注6)。

ゲアン省マンラン村で小作人を使用する地主・富農48 人のうち規定通り25%引下げた者はたった2人であっ た(注7)。

もっともこれらのケースとは反対に、25%以上の引下 げが達成された場合もあった。たとえば、ナンボ西部で は農民たちはしばしば50~60%の引下げを地主に強制し たという(注8)。

地主は新しい情勢に適した搾取形態・手段を考え出し た(11.9)。

まだ農民が階級意識に目覚めていない段階では、地主 は農民に恩義を感じさせるだけでよかった。たとえば、地 主は若干の小作地(通常よい土地)を引上げ、残りを農民 に表向きただで使わせるということにしておく。しかし 農民は恩義を感じ、こっそり小作料を納めるのである。

現物小作料を労働地代にかえるという方法も用いられ た。これは小作料を収受していないようにみせることが できると同時に, 人手不足を解消できるという一石二鳥 の利点があった。また地主が農民に2~3年の期間内に 土地を「売渡す」ことがあったが、これは金納小作料の 変形であった。なぜなら農民はこの間の利子を前払いさ せられたからである。

後に,小作料引下げや農業税政策の適用が進むと1210, 一部の大地主を除く小地主にとっては土地を小作に出す よりも人を雇って耕作させる方が有利になってきた。そ してそういう条件の下では地主自身も労働に参加せざる をえなくなった。若干の地方の農村調査によると、地主 世帯の約80%がすでに1952年以前から多少とも労働に参 加していたという。

だが地主が《小作料引下げ令》、そして《臨時農業税 条令》の適用を回避するために用いたより一般的な手段 は所有地の形式的あるいは実質的縮小である。これは土 地の売却(bán), 形式的財産分割(chia gia tài trên hình thức), 贈与 (cho), 耕作委託 (giao canh), 「貸与」(cho muon), 等様々な形で盛んに行なわれた(注11)。

まず売却であるが、これは一般に現小作人に対して行 われた。とくに遠方の土地・地味が劣る土地が対象に選 ばれた。小作人に購入資金が十分にない場合には掛売り や家畜・織物等との交換も行なわれた。売却は1949年7月 以降件数が増えたが、とくに1951年の単一農業税導入後 ますます盛んになった。そのため地価の下落が激しく、 革命前に年収量の3~10倍が相場であったが,1949~ 1950年頃には年収量の2~5倍,1951~1952年にはさら にその半分ないしそれ以下まで下った。

贈与は1951年以降かなり一般的となった所有地縮小方 法であった。最初は地主は主として近親者に贈与した。 しかし後に情勢がきびしくなると親威であれば相手かま わずに贈与した。この手段はまた地主が旧悪を陰蔽し、 農民を買収するためにも用いられた。

「貸与」や耕作委託は地主が所有権を手離さないで所 有地の形式的な縮小をはかる手段である。前者はとくに 初期の段階で行なわれたもので、この場合には地主はい ろいろな形態で小作料を収受していた。後者においては 地主はもはや小作料の収受を行なっていない。農民はそ の土地の使用収益権をもち、税を納める。地主が、政府 の土地政策の動向をうかがい、まだ土地売却にふみ切れ ないでいるとき、土地の売手が多くて売却が困難なと き、あるいは政府が売却を許さないとき、等にこういう ケースが生じた。

所有地縮小に関する事例。

タイゲン省の6村では《小作料引下げ令》公布前に地 宇98人が合計1657マウ1サオ6チュオック,すなわち当 該地方の土地の29.2%を所有していた。しかし法令公布 後かれらは358マウ8サオ9チュオックを売却,171マウ 2サオ12チュオックを贈与,508マウ5チュオックを一時 的に他人に使用させた。こうして合計1038マウ1サオ11 チュオック(地主所有地の61.8%)が地主の手から離れ てしまった(注12)。

フート省の3村で1949年から1953年の間に地主が不法 に譲渡・売却した土地は223マウに達した。これは1948 年現在の当該地方の地主所有地の25%に相当した(注13)。

次に《高利引下げ令》の実施状況であるが、これにつ いては小作料引下げの場合以上に資料がなく、くわしい ことは不明である。しかし8月革命前の負債の棒引きと いう規定はまもられなかったという。また法令は新規の 貸付け利子率に制限をもうけなかったので、1952年のよ うに旱魃の被害がひどかった年などには、農民に対する 貸付け条件は極端にきびしいものになった(正14)。

最後に《小作条令》であるが、これの条項もまたまも られず、地主が農民の利害を無視して一方的に契約書を 作成したり,禁止された期限前の小作地引上げや転貸等 も依然としてあとをたたなかった(注15)。

2. 土地分配の実施状況

まず1951年末までにベトナム全土で農民に一時的に分 配された裏切者・フランス人所有地は約26万ヘクタール で、その地域別内分けは次の通りであった(注16)。

ナ ン ボ 23万6374ヘクタール

ベトバック 1万9748ヘクタール

4478ヘクタール 第4連区

第 3 連区 1622ヘクタール

その他に合計31万7000ヘクタールの村落共有地が再分 配された。

次に1953年3月までの分配状況について。ファン・バ ン・ドン首相があげている数字によれば(正17), 1953年末 (《土地改革法》公布時) までにベトナム全土で農民に分 配された土地は92万7000ヘクタール,そのうち今日の北 ベトナム(バクボおよびチュンボの北半分,すなわちべ トバックと第3連区と第4連区の北半分)が52万ヘクタ ールである。これには小作料引下げの大衆発動期(1953 年4月~12月)の結果も含まれている。そこでこの分を 差引けば,ベトナム全土で1953年3月までに分配された 土地は80万ヘクタール前後、その内分けは今日の北ベト ナムで40万ヘクタール強、そして南ベトナムでそれを若 干下まわる程度だったと推定されよう(注18)。

次にこれを地域別にみることにする。

まず北ベトナム。第1表は中央土地改革委員会偏向修 正分室が発表した資料で、北ベトナム3035村における土 地移動状況を示す。北ベトナムで土地改革の対象となっ た土地は最終的に81万ヘクタールといわれているから, 第1表の対象地約52万ヘクタールはその約64%に当る。 したがってこの表の数字によって北ベトナム全体の傾向 を推測してもそう大きな誤りはないであろう。表から以 下の点が読みとれる。

第1に、8月革命以後の「部分的改革」期に移動した 土地は土地改革完了(1957年)までのそれの58.36%を 占めていること。つまり、当該期にすでに収用予定地の 半分以上の移動が起こっており、それから未墾地、経済 作物栽培地、等を除いたものが「一時的」という条件つ きではあったが農民に分配ないし再分配されたり、ある いは地主による土地分散の結果農民の手に渡ったという ことになる。

第2に、移動地を種類別にみると、村落共有地・半共 有地が全体の3分の2,残りの3分の1が地主の所有地 となっていること。村落共有地・半共有地はすでに5分 の4近く(77.08%)の再分配が済んでおり、一方地主の 所有地は5分の2(41.27%)の移動が起こっている。

第3に、地主の所有地移動は主として贈与・売却等が 原因である。とくに1949年7月から1953年4月までの期 間にかれらは所有地の5分の1をこのような形で減少さ せている。

第4に、フランス人所有地および裏切者所有地の没収 はそれぞれ 89.2%, 84.76% となっており基本的に終了 していること。もっともこれら二つの範ちゅうの土地は 合計しても当該期に移動した土地の12%ほどしかない。

次にナンボ。ナンボの土地分配状況に関するくわしい 資料はない。しかしここでは、抗戦が激化するにつれて 約6000人いた50ヘクタール以上を所有する大地主はほと んどが被占領区へ逃亡してしまった。したがって土地の 収用・分配も他の地区に比べ進んだようである。1951年 末ですでに23万6000ヘクタールの 分配 が 済んでいた。 そして1954年までには不在地主の所有地の分配も含め、

第 1 表 北部 3035 村における土地移動状況

土 地	Ø	種	類	1945年 8 1 月一1957 年 A (ヘクタ)	月 一1949 年7月B	B/A	1949年 7 月一1953 年 4 月 C (ヘクタ ール		945年8月 1953年4月 B+C (ヘクタ (ール	A	1953年 4 リー1953 年12月 D(ヘク タール)	
フランス人! 地 裏 切 者 荒	所 有 所 有	地 地(没 地(無	(債接収)	19,033 244,450 24,193 29,752 188,213 2,290		10 .44 34 .22 22 .89	75,366 12,227 14,836	50.54	16,979 100,888 20,507 21,647 58,731	$84.76 \\ 72.76$	37,033 2,802 6,316 26,000 1,913*	83.54
数 会 が 共 有 地・ ³		1地	ät	15,410 239,815 518,710			108,744 189,434				7,472* 27,371 73,647	

(出所) Viện Kinh Tê', Cách mạng ruộng đâ't ở Việt-Nam, Hà-nội, Khoa học xã hội, 1968. 第7表より 作成。

(注) * 1945年から土地改革前まで。

56万4547ヘクタールが52万7163人に分配されたという (計19)。一方新開地の多いナンボには村落共有地はあまりなく、その再分配ということも問題にならなかった。

最後に第5連区。第5連区で自由区を構成していたのはカンナム、カンガイ、ビンディン、フイエンの4省である。これら4省で20万7000マウ(土地の25%)ある村落共有地の再分配が進んだ。一方フランス人農園や大地主所有地は少なく、わずかに2842マウが1万7202人に分配されただけであった(注20)。

- (治:1) Viet-Nam bulletin, Peking, 12 Dec. 1953' (Ma3aeB, ob. cit., crp. 63.)
- (注 2) Chesneaux, *ob. cit.*, p. 298. (邦訳書 201 ページ。)
- (注 3) Cuộc kháng chiến thần thánh…, Tập 3, tr. 330.
- (注4) Viện Kinh Tê', Cách mạng ruộng đấ't, tr. 66. ただしこれは法令施行初期の調査。
- (注5) Nhân Dân, 6/10 March 1953 (Мазаев, ob. cit., стр. 63.)
- (注6) Thuần Phong, Tội ác của đề' quốc và địa chủ phản động, 1953, tr. 75. (Мазаев, Там же, стр. 63-64.)
- (注7) *Ibid.*, tr. 75 (Губер, А. А. и А. Г. Мазаев, "Аграрные преобразования в Демократической Республике Вьетнам," *Советское востоковедение*, 6 (1956), стр. 32.)
- (注8) Viện Kinh Tê', Kinh tê' Việt Nam từ Cách mạng…, tr. 139.
- (注9) Viện Kinh Tê', Cách mạng ruộng đất, tr. 73-76.
- (注10) 土地からあがる収入が同じ場合, 地主は自作農よりも, 25%余分に農業税を収めなければならない。
- (注11) Viện Kinh Tê', Cách mạng ruộng đâ't …, tr. 76-80. および Мазаев, ob. cit., cтp. 64-65.
- (注12) *Nhân Dân*, 6/8 May 1954 (Мазаев, *Там же*, стр. 65.)
- (注13) Nhân Dân, 11/15 Dec. 1953 (Губер и Мазаев, *ob. cit.*, стр. 32.)
 - (注14) Мазаев, об. сіт., стр. 64.
 - (注15) Мазаев, Там же, стр. 64.
 - (注16) Мазаев, Там же, стр. 66.
 - (注17) ファン・バン・ドン「革命におけるベトナ

ム農民の道」(『平和と社会主義の諸問題』第2巻12号 〈1959年12月〉26ページ。)

- (注18) 「大衆発動」は主として北ベトナムで展開されたこと、そして北ベトナムではこの期間に3035村で7万3647へクタールが分配されていること(第1表参照)から、きわめて大ざっぱではあるがこのような推計が許されるであろう。
- (注19) Viện Kinh Tê', Kinh tế Việt Nam từ Cách mạng……, tr. 141.
- (注20) Viện Kinh Tê', Kinh tê' Việt Nam từ Cách mạng...., tr. 141-142.

IV 資料

次に掲げる資料10点はすべて筆者が作成した『ベトナム民主共和国土地政策関係資料集』(アジア経済研究所所 内資料 1973年2月)からの転載である。なお原資料を 入手できなかった関係で、訳出に際しては、下記資料集 に収められた露文テキストを用いたことをおことわりし ておく。 Демократическая Республика Вьетнам; конститутия, законодательные акты, документы, Москва, 1955.

[資料 1] ベトナム民主共和国臨時政府の地

主・小作人・農民への呼びかけ

(内務部回章, 1945年11月20日)

- 1. 地主は次のことを実行すべきである。
- (1) 小作人の利益になるよう今収穫期より小作料を 4 分の 1 (25%) 引下げること。
- (2) 小作人の負債の取立てを中止すること。
- (3) 小作人からのあらゆる追加徴収をやめること。
- 2. 小作人および農民は次のことを実行すべきである。
- (1) 地主に小作料を支払うこと。
- (2) 種播きした農作物をまもり,手入れを行なうこと。
- (3) 地主の私有権を尊重すること。
- 3. 人民委員会は次のことを実行すべきである。
- (1) 若干の地方にみられる地主の私有権侵害の現象を根絶すること。
- (2) 仲裁者として地主・小作人間の意見の相違を調整し、農民を助けること。
- (3) 農作物をまもり、収穫物泥棒を厳重に処罰すること。

[資料 2] ベトナム民主共和国臨時政府の呼

びかけへの補足

(1945年11月20日)

- 1. 地主は増産のため農民と協力すべきである。 開墾 される一片一片の土地, それは前線での勝利を促進 する大成果である。
- 2. 政府が義務づける小作料の引下げ(4分の1だけ) および農民の負債取立ての中止のほか、地主は小作 人が増産できるよう米や種子を貸与し、かれらを助 けるべきである。土地および役畜の賃貸規則につい ては、後に部(農業部のこと一訳者)によって詳細 な指示が与えられよう。
- 3. 現在の困難な状況においては地主・小作人の双方が互に理解を示し合い、譲歩し合うことが必要である。金持は貧乏人が野良仕事に従事できるようかれらを助けるべきである。なぜなら、地主の土地は農民が労働に不可欠な諸条件をそなえている時にのみしか耕作されないからである。一方、農民は地主の合法的利益を侵してはならない。なぜなら、もしこれらの利益が保障されない場合、地主は農業経営をやめてしまい、農民の仕事がなくなってしまうからである。双方が互に協力し合い、理解し合い、相互の利益を尊重し合った時にのみ困難な事態を切りぬけることができよう。不和、意見の相違、相互の不理解は双方に困難をもたらすであろう。

〔資料 3〕 民族裏切者所有地没収令

(主席令第75号, 1949年7月1日)

現時点の情勢をふまえ、

内務部長, 法務部長, 財務部長および農業部長の提案 を検討し,

人民議会常務委員会の承認を受けた。閣僚会議の決定 にかんがみ、

ベトナム民主共和国主席は以下の法令を公布する。

第1条 犯罪行為によって国家の独立に害を与えた者 から没収した土地および財産は国家に移管するもの とする。

第2条 没収した土地はこれを三つの範ちゅうに区分 する。

未耕作地は国家に所有権を移す。

経済作物・果樹栽培地および牧草地は政府機関が使 用する。

稲およびその他の農作物の 栽培 地は農民に分配する。

- 第3条 本令施行の細則は内務部,法務部および農業 部の合同回章により定める。
- 第4条 本令施行の責任は内務部長, 法務部長, 財務 部長および農業部長が負う。

〔資料 4〕 小作料引下げ令

(主席令第78号, 1949年7月14日)

第1条 1945年8月19日現在の小作料を25%引下げる こと。

第2条 小作料に関する訴訟を審議するため、省に小作料引下げ委員会を設置する。同委員会の決定は第2級 裁判所の判決と同等の効力を有する。

- 第3条 第1条によって規定される小作料が高すぎる かもしくは低すぎるという特別な場合,小作料引き 下げ委員会が具体的条件に即した決定を下すものと する。
- 第4条 内務部, 法務部および農業部は本令適用の細則を合同で定める。
- 第5条 本令施行の資任は内務部長, 法務部長および 農業部長が負う。

〔資料 5〕 小作料引下げ令実施に関する細則

(内務部長・法務部長・農業部長合同回章) 第152号,1949年7月14日

第1条 1949年7月14日付主席令第78号によりその設置が定められた小作料引下げ委員会は次の構成で活動する。

省抗戦行政委員会委員長または副委員長――委員 長

第2級省裁判所検事——副委員長 農会会長——委員

- 第2条 小作料引下げ委員会の権限にはいる事項は以 下の通り。
 - 1. 小作料引下げに関する小作人,地主間の係争を 第3級裁判所の裁判を通してもしくは示談によっ て解決すること。
 - 2. 上記の係争が示談に達しない場合,裁判によっ

てこれを解決すること。

- 3. 天災または軍事行動による損害を受けた場合に おける小作料引下げの特別請願を解決すること。
- 4. 1949年7月14日付主席令第78号第3条の定める 特殊事項を解決すること。
- 第3条 本回章施行の責任は各閣僚、内務部・法務部・ 農業部各局長および連区抗戦行政委員長が負う。
 - [資料 6] 裏切者からの没収地使用および その貧農への分配に関する規則

(内務部、農業部、法務部、財務部合同回章) 第174号,1949年8月11日

第1条 民族裏切者より没収した土地の使用およびそ の貧農への分配に関し以下の規則を定める。

第1章 土地使用の基本原則

第2条 1949年7月1日付法令第75号第2条の区分により第1範ちゅうに分類される土地(未耕地)は国家の土地フォンドに返還すべきものとする。

これらの土地が森林におおわれている場合、国家の森林地の一部として返還すべきである。これらの土地が、農業に利用されることが予定されている場合、1948年8月20日付法令第236号にもとづき国営農場の一部に含める。

第3条 第2範ちゅう(1949年7月1日付法令第75号 第2条の)に分類される土地は国家財産とみなす。

農業部および財務部は国家財産である上記の土地のいずれを国営農場または農事試験場として利用するかを共同で決める。残りの土地は大衆組織(各種農業協同組合のこと一訳者)に賃貸しする。賃貸規則および条件はおって財務部令により定める。

第4条 第3範ちゅう(1949年7月1日付法令第75号 第2条の)に分類される米田および農業用地は国家 財産とみなし、一時的に貧農に分配し、農業に利用 させる。

第2章 貧賤への土地分配規則・条件

(1949年12月21日付部合同回章第3号第2条による) 第5条 第3範ちゅうに分類される土地の分配を受け る優先権は以下の順位で資農が享受する。

(1) 分配当日現在,当該小作地もしくはコンセッションを耕作している小作人および雇農・貧農。中国人小作人も土地に対してはベトナム人と同等の

権利を有する。

小作人, 雇農・貧農に分類される戦傷者および その家族, 戦没戦士の遺族, 人民軍または地方軍 の兵士の家族は土地の分配を受ける優先権を有す る。

- (2) 自からコンセッションまたは小作地の耕作を始めた貧農,農業労働者。その中に戦傷者またはその家族,戦没戦士の遺族,人民軍または地方軍の兵士がいれば,かれらは上記のごとく土地分配を受ける優先権を有する。
- (3) コンセッションの近辺に居住する戦傷者および その家族、戦没戦士の遺族、人民軍および地方軍 の兵士の家族。
- (4) コンセッションの近辺に居住するその他の貧農 および農業労働者。
- 第6条 1世帯に分配される土地面積は15歳以上の家族員数に比例する。

1 人当りに分配される土地面積に関し以下の最高 限度をもうける。

北部ベトナム-0.5ヘクタール 中部ベトナム-0.5ヘクタール 南部ベトナム-1 ヘクタール

土地を分配される貧農や農業労働者が農業生産協 同組合に組織される場合には、かれらに同じ領地内 の土地を割当てることが望ましい。

土地分配の対象者が少なく、土地が沢山あるという特殊な場合、省抗戦行政委員会の決定により分配される土地面積に関する上記の最高限度を引き上げることができる。

- 第7条 民族裏切者より没収した土地の一時的な使用を許された農民はまず5年間それを耕作し、収穫物をうる権利を有する。この期限は政府の決定により同期間1度ないし数度にわたり延長しうる。
- 第8条 一時的使用のため土地の分配をうけた農民は その土地を自から耕作する義務を有する(がそれを 賃貸しする権利は有さない),またそれを入念に耕 し、国家に地租を納入し、さらに土地からあがる総 収入の10%にあたる軍補給特別税を支払う義務を有 する。

軍補給特別税の徴収・使用規則は国防部・財務部 令によりこれを定める。

第9条 以上の条項の違反者,自分の土地を耕作せず 放置している者および市民権を剝奪された者は与え られた土地の使用権を奪われる。

第3章 裏切者より没収した土地の一時的 分配に関する委員会

第10条 各省に以下の構成よりなる,裏切者より没収 した土地の分配に関する委員会を設置する。

省抗戦行政委員会委員長またはその代表---委員長 省人民会議代表---委員

省抗戦行政委員会の任命した省の農業関係機関の 代表一委員

農会会長一委員

当該コンセッションまたは農場で働く小作人の代 表一委員

土地分配委員会はそれが有益だと認めた場合、(土地台帳、水上・森林経営、処女地開拓に関する、また全権を有する省裁判所の)中堅的専門家をその活動に加えることができる。

- 第11条 第10条でふれた裏切者より没収した土地の分配に関する委員会の権限は、
 - (1) 裏切者に属するすべての土地の調査実施および それについて政府に報告を行なうこと。
 - (2) 貧農への分配対象となるすべての土地を記録した土地台帳の作成。
 - (3) 土地の分配を受ける権利を有するすべての者の 名簿を作成し、また利害関係者の合意をえるため、 コンセッションまたは農場のすべての居住者(労働者、旧小作人、最近戦闘地区からのがれてきて、 自からコンセッションの耕作に着手した避難民、 戦傷者の家族、戦没戦士の遺族、人民軍および地 方軍の兵士の家族等)の調査を実施すること。こ うして住民の希望と特殊な現地条件に即した決定 を下すことができる。
 - (4) 本法令の規準に則して貧農に土地を分配すること。また今後の地租および軍補給特別税の徴収を 容易ならしめるため各コンセッションまたは農場 の土地台帳原簿を作成すること。
 - (5) これまで裏切者が所有し,賃貸していた動産(家 畜,農具等)を土地の分配を受けた農民に数年間 にわたる分割払いの条件で売渡すため,それらの 目録を作成すること。
 - (6) もしその他にも財産があれば、その目録を作成 し、それを抗戦に有益な社会事業に使用すること の決定を下すこと。

委員会は以上すべての作業(入口調査、財産目

録作成,土地分配,公共用の財産指定等)の実施 に関する報告書を作成し,それを区抗戦行政委員 会を通して内務部,財務部に提出するものとする。

各コンセッションにおける土地分配の作業を促進するため、以下の構成よりなるコンセッション 領地分配委員会を設置する。

県または村抗戦行政委員会委員長―委員長 県または村国民連合会議長―委員 県または村農会代表―委員

(以上3人の委員会メンバーはコンセッション が一つの村の中にあるかそれともいくつかの村に またがって存在しているかにより村または県レベ ルで選出される)

現在コンセッションに居住する旧小作人代表— 委員

コンセッション領地の分配を受ける農民代表― 委員

上記の委員会の権限にはいる事項は文書の収集,コンセッションの事情調査,土地受領者の名 簿作成,省土地分配委員会の審議・決定に付すた めの報告書作成である。

第4章 財務に関する規定

- 第12条 これまで農業関係の機関が管理してきたすべてのコンセッションおよび農場はその用途に関し土地分配委員会の決定を受けるため省抗戦行政委員会に移管するものとする。農業部が財務部の同意のもとに国営農場または農事試験場に用いるコンセッションはかかる移管の対象とはならない。
- 第13条 省抗戦行政委員会はその他の機関もしくは大 衆組織の管理するすべてのコンセッションおよび農 場の統制目録を作成し、それを土地分配委員会に提 出し、その審議・決定を受けるものとする。
- 第14条 本回章の施行は各閣僚、内務部、農業部、法 務部および財務部各局長、中部および南部ベトナム の第 I 、第Ⅲ、第Ⅳ,第 X 区抗戦行政委員会委員長 に委任する。

〔資料 7〕 旧フランス人所有地使用規則

(内務部,法務部,農業部,財務部合同回章) 第33号,1949年8月21日

(1949年12月21日付回章により修正)

旧フランス人所有地の使用に関し以下の規則を定める。

I 旧フランス人所有地の区分

||1フランス人所有地はこれを三つの範ちゅうに区分する。

- 第1範ちゅう:一時的ないし恒久的に払下げられ、いまだかつて使用されたことのない、あるいは開墾中止後 耕作されていない土地
- 第2範ちゅう:経済作物栽培,果樹栽培または牧畜に使用されている土地
- 第3範ちゅう:大部分を小作人が米作またはその他の食 用作物栽培に使用している土地

Ⅱ 使用の原則

- 1. 第1範ちゅうの土地。これらの土地は未耕地とみなす。その使用規則は特別の法令によって定める。
- 2. 第2範ちゅうの土地。財務部と農業部は農事試験 場または国営農場設置用にこれらの土地の一部を共 同で保存する。この範ちゅうに属するその他の土地 は現地の大衆組織に一時的に賃貸する。賃貸条件は 財務部がこれを定める。
- 3. 第3 範ちゅうの土地。これらの土地は一時的に貧 農に分配する。

Ⅲ 貧農への一時的土地分配

- 1. 土地の一時的な分配にあずかる受益者の優先順位は以下のごとし。
 - (1) 当該小作地もしくはコンセッション領地をそれが分配される当日現在耕作している小作人=貧農および雇農。中国人小作人も土地に対してはベトナム人と同等の権利を有する。もし小作人および雇農の中に戦傷者の家族、戦没戦士の遺族、人民軍または地方軍の兵士の家族がいれば、かれらは土地分配を受ける優先権を有する。
 - (2) 自からコンセッション領地または小作地の耕作 に着手した貧農および農業労働者。もしその中に 戦傷者の家族、戦没戦士の遺族、人民軍または地 方軍の兵士の家族がいれば、かれらは土地分配を 受ける優先権を有する。
 - (3) 分配予定のコンセッションまたは農場の近辺に 居住する戦傷者およびその家族,戦没戦士の遺族, 人民軍または地方軍兵士の家族。
 - (4) コンセッションの近辺に居住するその他の貧農 および農業労働者。
- 2. 1世帯に分配される土地面積は15歳以上の家族員数に比例する。1人当りに分配する土地面積の大きさの上限を以下のように定める。

北部ベトナム--0.5へクタール 中部ベトナム--0.5へクタール 南部ベトナム--1へクタール

土地を分配される貧農や農業労働者が農業生産協同 組合に組織される場合,かれらに同じ領地内の土地を 割当てることが望ましい。

土地の分配を受ける対象者が少なく、土地が沢山あるという特殊な場合、省抗戦行政委員会の決定により 1人当りに分配する土地面積の上限を引き上げること ができる。

フランス人所有地の農民への一時的分配作業を促進 するため各コンセッションに以下の構成よりなる土地 分配委員会を設置する。

県または村抗戦行政委員会委員長―委員長 県または村国民連合会議長―委員 県または村農会議長―委員

(以上の3人の委員会メンバーはコンセッションが 一つの村の中にあるかそれともいくつかの村にまた がっているかにより村または県レベルで選出する)

現在コンセッション領地を耕作している旧小作人 代表一委員

コンセッション領地の分配に際して土地の分配を 受ける予定の農民代表―委員

土地分配委員会は文書の収集,コンセッションの 事情調査,土地受領者の名簿作成,省土地分配委員 会の審議・決定に付すための事務報告書の作成を行 なわなければならない。

3. 土地の一時的分配を受ける者の権利と義務

以前フランス人が所有していたコンセッション領地を一時的に使用するため分配された農民はまず5年間それを耕作し、そこから収穫をあげ、収入をうる権利を有する。この期限は政府の決定により同期間もう1度ないし数度にわたり延長しうる。

没収地を一時的に使用するため分配された農民は その土地を自から耕作する義務を有する(が賃貸し する権利は有さない)、またそれを丹念に耕し、国家 に地租を納入し、国防部・財務部合同令に則して軍 隊補給用の現物税を支払う義務を有する。上記の規 定の違犯者または土地を耕作せず放置している者、 また市民権を剝奪された者は土地の使用権を奪われ る。

IV フランス人所有地暫定分配委員会 各省におけるフランス人所有地の分配作業は1949年 8 月11日付合同回章第174号にもとづいて設置された土地分配委員会に委任する。

この委員会のフランス人所有地に関する権限は同委 員会の民族裏切者の土地および財産に関する権限と同 じである。

V 補足規定

- 1. これまで農業関係の機関が管理してきたすべての 農場およびコンセッションはその用途に関し土地暫 定分配委員会の決定を受けるため省抗戦行政委員会 に移管するものとする。農業部が財務部の同意のも とに国営農場または農事試験場に用いるコンセッション領地はかかる移管の対象とはならない。このよ うな土地は農業関係の諸機関の直接の管理のまま残 す。
- 2. 省抗戦行政委員会は本令に則して土地暫定分配委員会の決定に付すため、その他の機関または大衆組織が管理するその他すべてのコンセッションおよび 農場の財産目録作成にあたる。

[資料 8] 高利引下げ令

(主席令第89号, 1950年5月22日)

1949年7月14日付の小作料引下げに関する主席令第78 号にもとづき,

1950年2月15日付の村小作料引下げ委員会設置に関する主席令第26号にもとづき,

農業部長の提案にもとづき,

人民議会常務委員会の承認を受けた, 閣僚会議決定に 従い,

ベトナム民主共和国主席は以下の法令を公布する。

第1条 貸付利子率の引下げ、旧負債の棒引き・返済 延期、また農村債務者からの各種の収奪禁止につい ては、今後本令の以下の規則によって規定する。

第1章 本令公布前に実行された貸付の利子率 引下げ、負債の棒引き・返済延期

- 第2条 本令公布前に契約された負債の利子率は、金 銭債務に関しては18%、すなわち月率1.5%、現物 債務に関しては20%、すなわち1シーズン10%を越 えてはならない。
- 第3条 今後以下の負債は無効とし、補償しない。
 - 1. 本令公布日までに支払われた利子が負債額の2 倍を越えた負債。もし支払われた利子が負債額に 等しいならば、負債額だけが支払われる。

- 2. 貧しい農民が1945年8月19日前に契約し、返済 することができない負債。
- 3. 民族独立に害を与えたかどで有罪を宣告された 者に対する負債。
- 4. それをなしとげたか否かにかかわらず自己の職務遂行中に死亡したもしくは殺害された,無産の人民軍・地方軍・ゲリラ隊の兵士,国家機関・党組織・公共機関の幹部・職員の負うすべての負債。
- 第4条 以下の負債の返済は延期する。延期された期間の利子は支払われない。
 - 1. 現在敵が一時的に占領している大規模な人口密 集地に居住する者に対する旧負債。
 - 2. 軍役に服している無産の兵士が本令公布前に契 約した負債。軍役中の全期間延期する。
 - 3. 天災または軍事行動による被害のため現在金銭 に欠乏し、返却能力のない者が負う旧負債(それ が事件以前に契約されたものである場合)。1年な いし3年延期する。

第2章 農村の債務者の搾取禁止

- 第5条 複利計算による貸付けを禁ずる。
- 第6条 債務者を搾取するため、だましたり、投機的 手段を弄した者は法により処罰する。
 - 1度目は貸付額の3倍までの罰金を課する。
 - 2度目以後の違反には1カ月ないし1年の禁固 刑,もしくは罰金と禁固刑の両方を課する。

第3章 本令の実施機関

- 第7条 負債に関する係争および本令違反者に関する 一件は裁判所が通常の手続により審理する。本令公 布前に契約された旧負債に関する係争は小作料引下 げ・高利引下げ村委員会の処理にゆだねる。小作料 引下げ・高利引下げ省委員会は貸付利子率の引下 げ、負債の棒引き・返済延期の諸問題を本令の条項 にてらして調整し、解決する。
- 第8条 本令施行の細則は内務部,法務部および農業 部が合同で定める。
- 第9条 本令施行の責任は内務部長,法務部長および 農業部長が負う。

[資料 9] 小作条令

(主席令第88号, 1950年5月22日)

1949年7月14日村の小作料引下げに関する主席令第78 号にもとづき, 1950年2月15日付の小作料引下げ委員会設置に関する 主席令第26号にもとづき,

農業部長の提案を審議し,

人民議会常務委員会の承認を受けた, 閣僚会議決定に 従い,

ベトナム民主共和国主席は以下の法令を公布する。

第1章 小作の基本条件

- 第1条 小作制度において転貸を禁ずる。小作人は小 作地を自から耕作しなければならない。小作人は小 作地を第三者に貸出したり、あるいは別の小作人が 借受けた小作地を又借りすることを禁じられる。
- 第2条 小作期間は最低限3年(原文は2年となって いるがこれはあやまり一訳者)とする。
- 第3条 小作に際しては、契約を結ばなければならない。契約は村抗戦行政委員会の承認を受け、チョンバ(村の土地台帳を管理する役人---訳者)のところに登録する。
- 第4条 小作人は地主に契約通り小作料を支払わなけ ればならない。
- 第5条 地主が契約期限満了後に土地の返還を望むならば、1収穫期(6カ月)前に小作人にそのむね予告しなければならない。一方、小作人が地主に土地を返還したい場合も同様に、1収穫期前に地主にそのむね予告しなければならない。

第2章 小作人の権利保障

- 第6条 第12条の定める場合を除き、地主は契約期限 満了前に土地の返還を受ける権利を有さない。
- 第7条 地主が契約期限満了後もひき続きその土地を 小作に出す場合,以前の小作人が小作の優先権を有 する。
- 第8条 契約期限満了前に小作地が第三者の手に渡る 場合,小作人は期限満了までその土地を小作する権 利を有する。地主がこの土地を売却する場合,小作 人はその購入の優先権を有する。
- 第9条 小作人が死亡したりあるいは抗戦のため不在 の場合,その親族(妻,子供,親)は小作期限満了 までその土地の小作を続ける権利を有する。
- 第10条 もし前に小作人が地主から種子を前借りしたり、役畜や農具を借受けていたならば、地主は今後もそれらを小作人に貸与しなければならない。
- 第11条 小作人が小作期限満了の1年前に天災または 敵の破壊による被害を蒙り、それが通常の収穫物の 50%にも及んだ場合、かれは1年間の小作期間延長

をうける権利を有する。

第3章 地主による土地返還請求の条件

- 第12条 地主は契約期限満了前でも以下の条件があれば、自から耕作するか、あるいは別の小作に出すため小作契約の解消を提案できる。
 - (1) 小作人が本令の転貸に関する条項に違反した場合。
 - (2) 小作人が契約通りに小作料を支払わない場合。
 - (3) 小作人が土地を耕作せず放置しているか、あるいは灌漑施設の保全をおこたっている場合。
- 第13条 地主は小作期限が満了したら、自から耕作するためその土地の返還をうける権利を有する。ただし契約満了日から3年経過するまでは、この土地を再び小作に出すことはできない。
- 第14条 本令実施過程で生ずる意見の不一致は小作料 引下げ委員会が調整し、解決する。
- 第15条 本令実施の責任は内務部長,法務部長および 農業部長が負う。

〔資料 10〕 土地政策条令

(主席令第149号, 1953年4月12日)

- 人民議会常務委員会の承認した,閣僚会議の決定にも とづき,ベトナム民主共和国主席は以下の法令を公布 する。
- 第1条 農民階級の物質・精神力の強化,可能な限り 急速な生産の増大,抗戦運動の強化を目的として以 下の土地改策条令を定める。

第1章 土地改策の内容

- 第1節 小作料引下げと土地の貸出し
- 1. 小作料引下げ
- 第2条 小作地を所有するすべての地主および団体は 小作料を引下げる義務を有する。小作地を所有する 富農もまた小作料を引下げる義務を有する。
- 第3条 すべての範ちゅうの小作料を(日本軍による 米徴発の際に地主が行なった率の引上げ分を控除し た)8月革命前の率に対し25%引下げなければなら ない。

しかし当初の小作料が高すぎる場合は、引下げ後の小作料が収穫物の3分の1を越えないように25パーセント以上引下げなければならない。地味が劣ったりあるいは耕作が困難で多くの労働力の支出が必要とされる場合には、引下げ率が50%以上に達する

こともありうる。この問題は農会の集会または総会 で審議し、解決する。

- 第4条 地主が基本小作料のほかに追加的小作料を徴収することは、それがいかなる形態であっても禁ずる。当該作物の収穫期前に小作料を徴収することを禁ずる。架空の土地に対する、また賦役の形態による小作料の徴収、そして住居や建造物の敷地に対する地代の徴収を禁ずる。
- 第5条 地主が小作料を引上げることは、それがいか なる理由であっても禁ずる。
- 第6条 1949年7月14日付主席令第78号の公布以来まだ小作料を引下げていない地主,それを定められた率まで引下げていない地主,あるいはそれを引上げた地主は計算をやり直し、農民が余分に支払った額を補償しなければならない。
- 第7条 上記の小作料の引下げおよび農民が余分に支 払った額の補償のほか、地主は勝手に支払いを遅ら せている賃金を農民に完全に補償しなければならな い。
- 第8条 小作地が天災におそわれたりあるいは敵の破壊行動にあい、その結果収穫物に損害が及んだときには、地主はさらに小作料を引下げるかあるいは小作人に対しその支払を完全免除する義務を有する。かかる小作料引下げの率に関する、また小作料免除に関する問題は農会の集会または総会で解決する。
- 第9条 若干の土地の所有者がその土地を全く耕作できないかあるいは一部分しか耕作できず、貸出すことを余儀なくされる場合、もし当人の生活水準が貧農のそれを越えないならば、小作料の引下げは農会の斡旋にもとづき双方(所有者と小作人)の合意によって行なう。その場合、引下げがより少ないこともありうるし、全く行なわれないこともありうる。この場合には、余分に支払われた小作料の補償は行なわれない。本条項に該当するのは戦没戦士、傷病兵・無産の戦士の家庭、老人、不具者、孤児、未亡人、働き手のない貧農・中農の家庭、労働者、小商人、小手工業者、全く生業にのみ従事している自由業者である。
- 第10条 地主が法を遵守して小作料を引下げた後は, 小作人は,この小作料を正しく納める義務を有す る。
- 2. 土地の貸出し
- 第11条 地主は、小作人と小作契約を結ぶ義務を有す

- る。小作期限は5年未満であってはならない。文書 による小作契約の締結は第9条の規定する場合にの み義務づけられない。
- 第12条 地主は土地を貸出す際に小作人に担保を請求 する権利を有さない。
- 第13条 土地の転貸を禁ずる。
- 第14条 地主が土地を売却する場合、
 - 1. 当該地の小作人は買上げの優先権を有する。支 払は分割で行なうこともできる。
 - 2. 小作人は地主に対し、かれが土地耕作に要した 労働に対する支払、また収量を増やすために行な った灌漑その他の作業に関わる支出の補償を請求 する権利を有する。
- 第15条 土地が売却または何らかの理由で第三者の所 有に移る場合,小作人は小作期限の満了までその耕 作を続ける権利を有する。
- 第16条 地主が小作料の引下げにかこつけて以前貸出 していた土地,庭園,水牛・牛および住居を小作人 からとり上げることを禁ずる。

第2節 利子率の引下げ

- 第17条 以下の負債を無効とする。
 - (1) 農民が8月革命以前に契約した負債。
 - (2) 本令公布日現在, 農民が元本の2倍の利子を支払っている負債。
 - (3) 裏切行為で有罪を宣告された者に対する農民の 負債。
 - (4) 戦闘で倒れたりあるいは自己の職務遂行中に死亡した正規軍・地方軍・ゲリラ部隊の兵士,行政機関・大衆機関の幹部要員,青年突撃隊員,公共事業の労働者の負う負債。
- 第18条 以下の負債の返済を延期する。
 - (1) 現在敵の占領地区に居住している者に対する農民の負債。
 - (2) 兵士および無産の幹部要員が本令公布前に契約 した負債。この場合,延期は当人が軍隊,国家機 関,公共機関で労働・勤務している全期間に及ぶ。
 - (3) 天災または、敵の破壊のために返済不能になった、農民が契約した負債。この場合、1年ないし3年間の延期が認められる。

以上のすべての場合について、債務者は延期が 認められる全期間を通じて、利子を支払う義務が ない。

第19条 本令公布前に契約され,第17条,第18条の適

用を受けない、農民の地主に対する負債の利子率は 金銭債務に関しては18%に、現物債務に関しては 20%に引き下げるものとする。支払われるべき利子 総額はいかなる場合にも、当初の負債総額を越えて はならない。

農民が富農に対して負う負債の利子率引下げは、 利子率引下げに関する1950年5月22日付主席令第89 号の公布前に契約された負債に関してのみ適用す る。この場合、利子率は地主に対する負債と同じだ け引下げる。

- 第20条 負債の無効・返済延期,利子率引下げが決ったら債権者は担保として取り上げたりあるいは債権 の清算のために差し押えたすべての資産(動産,不 動産)を債務者に返還する義務を有する。
- 第21条 利子率引下げに関する本節の上記の諸規定は 中農・貧農・雇農相互間の貸借,工業用・商業用の 貸借には適用しない。
- 第22条 今後、貸付けおよび借入れは、債務者は負債 の返済の義務を有し、債権者は利子を受取る権利を 有する、という原則にもとづき、双方の同意のもと に契約しなければならない。政府は利子率の大きさ を定めない、しかし債務者を法外に搾取することを 目的としたあらゆる欺瞞的手段はこれを禁ずる。
 - 第3節 フランス植民者・裏切者・反動分子の 土地没収およびその土地なし農民,土 地を少ししかもたない農民への分配
- 第23条 フランス植民者, 裏切者, 反動分子の所有する土地・水牛・牛およびその他の財産はこれを没収し, 私有の原則にもとづいて土地なし農民と土地を少ししかもたない農民に最終的に分配する。

かかる没収がすでに合目的的にかつ効果的に実施され、 農民大衆がそれに満足している地域においては, 直ちに土地の分配が最終的であることを宣言する。

かかる没収がすでに実施されたが、合目的的でなく、農民大衆がそれに満足していない地域においては、適切な是正に着手すべきであり、しかる後に土地の分配が最終的であることを宣言する。

土地がまだ分配されていない地域では、直ちに最 終的な分配を実施しなければならない。

第24条 土地は年令に関係なく、世帯員数に比例して 分配する。戦没兵士の遺族、傷病兵の家庭は土地の 分配を受ける優先権を有する。

- 第25条 1人当りに分配する土地面積の最高限度は、 当該村の人口1人当りの平均生産高および平均保有 面積を基礎にして計算する。
- 第26条 フランス植民者・裏切者・反動分子から没収 したすべての財産、すなわち土地、水牛、牛、住居、 農具およびすべての使用可能利用可能な物件は土地 なし農民または土地を少ししかもたない農民に分配 する。工業用の物件、大規模な建築記念物、史跡、 政治的・財政的文書、文化財は分配の対象としない。 第4節 政府に寄付された土地の分配
- 第27条 所有者が政府に無償で寄付したすべての土地 は, 第3節の定める条件にもとづき土地なし農民ま たは土地を少ししかもたない農民に最終的に分配す る。

第5節 村落共有地の分配

- 第28条 すべての村落共有地および栽培に適した沖積 地は、土地なし農民および土地を少ししかもたない 農民に最終的に分配する。何かのフォンドを設ける ために土地を残すことは禁ずる。かかる土地の分配 に関する問題は、農会の指導のもとに農民自身が議 論し、解決する。
- 第29条 半共有地に関しては,以下の規定が適用される。
 - 1. かかる土地が、以前村落共有地であった場合に は、土地なし農民と土地を少ししかもたない農民 に最終的に分配する。
 - 2. かかる土地が以前私有地であった場合には、旧 所有者の希望を考慮すべきである。かれらの同意 があれば、村落共有地の範ちゅうに含めて最終的 に分配することができる。
- 第30条 地主,役人または何かの団体が占有していた 村落共有地は没収し,土地なし農民と土地を少しし かもたない農民に分配する。

第6節 不在地主の土地分配

第31条 所有者が敵の一時的占領区に居住するかまた は行方不明になっている土地は、当人が中農あるい は貧農である場合を除き一時的に農民に分配し耕作 させ、いかなる小作料も徴収しない。上記の分配は 第3節の土地分配規定の遵守のもとに実施する。

所有者がのちに帰還し、調査の結果不在中に祖国 に対し何らの裏切行為もなさなかったことが判明す れば当人はその財産を取得できる。

第32条 土地所有者が政府機関もしくは大衆組織で働

いているために,あるいは抗戦の事情により不在で, その上土地を譲渡できる妻子、父母がいない場合に は, その土地は当該地区で通用している小作料のう ちのもっとも低い率で貧農に貸与する。

第7節 耕作せず放置してある私有地

- 第33条 以下の土地は没収し,国有フォンドに含める。
 - (1) 耕作せず放置してある土地および個人、諸々の 組織あるいは村落共同体の所有する森林。
 - (2) 以前は耕作されていたが、ここ2年以上正当な 理由なく放置してある土地。

以上の没収地は農民に分配する。

第34条 8月革命以後に農民が開墾し、現在耕作して いない私有地は私有の原則にもとづき閉墾者の所有 に帰するものとする。

第2章 本令実施機関

- 第35条 本令実施に際して政府・連区・省権力機関を 援助するため土地委員会を設置する。
 - 1. 中央政府で委員会を構成するのは閣僚会議議長 (委員長), 農業部長, 内務部長, ベトナム民族連 合戦線の代表1名,全国農民連絡委員会の代表2

名である。

- 2. 区および省で委員会を構成するのは当該抗戦行 政委員会の代表1名,ベトナム民族連合戦線の代 表1名,農会の代表5名(その大部分は貧農と雇 農)である。委員長は委員会が選出する。
 - 県および村においては,本令の実施は農会に委任 する。
- 第36条 本令の実施を委任される正式な機関は部落・ 村の農民会議、各級の農民代表者会議、農会執行委 員会である。
- 第37条 本令の適用規則は閣僚会議議長令によって定
- 第38条 本令公布前に公布されている土地関係の諸法 令を廃止する。
- 第39条 本令の効力は塩坑および少数民族の居住地区 の土地には及ばない。この件に関しては特別の規則 を公布する。
- 第40条 本令の施行は閣僚会議議長,農業部長,内務 部長および法務部長に委任する。

(図書資料部)

調査研究双書

アジア経済研究所刊行

谷 川 久 編 ア諸国の 契 約 法 ジ

342頁 1700円

韓国, タイ, フィリピン, 台湾, インドネシア,インド, オーストラリアの契約法を大陸法系と英法系に分けて比 較検討し、国際契約に関する諸問題を国際私法の面から 分析し, さらに各国の契約法の概要及び特色を述べる。

岡部広治編

ラテン・アメリカ経済発展論

374頁 2200円

アメリカ合衆国に於るラテンアメリカ研究史を中心に, ラテンアメリカに関する理論的成果の批判的検討を試み ながら,「各国の経済発展の諸問題」,諸特徴を論究し,将 来のラテンアメリカ研究に幾多の問題を提起している。

アジア経済出版会発売